

令和6年第3回定例会

白子町議会会議録

令和6年 9月12日 開会

令和6年 9月24日 閉会

白子町議会

令和6年第3回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月12日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期日程等の議会運営について	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	7
宗 島 理 仁 君	7
前 田 充 浩 君	17
大多和 秀 一 君	27
大多和 正 之 君	41
○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明	47
○請願第1号の上程、説明、委員会付託	60
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○同意第1号及び同意第2号の一括上程、説明、採決	64
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第4号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○休会の件	88

○散会の宣告	89
--------	----

第 2 号 (9月24日)

○議事日程	91
○本日の会議に付した事件	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
○事務局職員出席者	92
○開議の宣告	93
○認定第1号～認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	93
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	97
○閉会の宣告	99
○署名議員	101

令和6年第3回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月12日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第2号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第3号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について
- 日程第13 請願第1号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願について
- 日程第14 発議案第1号 学校給食費の無償化に係る意見書
- 日程第15 同意第1号 白子町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第2号 白子町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第18 議案第2号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第3号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の変更について

- 日程第 2 0 議案第 4 号 令和 6 年度白子町一般会計第 3 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 1 議案第 5 号 令和 6 年度白子町国民健康保険事業特別会計第 2 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 2 議案第 6 号 令和 6 年度白子町後期高齢者事業特別会計第 1 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 3 議案第 7 号 令和 6 年度白子町介護保険事業特別会計第 1 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 4 議案第 8 号 令和 6 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第 1 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 5 議案第 9 号 令和 6 年度白子町ガス事業特別会計第 1 回歳入歳出補正予算について
- 日程第 2 6 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 6 まで議事日程に同じ

出席議員（13 名）

1 番	大 塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	1 0 番	酒 井 良 信 君
1 1 番	今 関 勝 巳 君	1 2 番	大多和 正 之 君
1 3 番	大多和 秀 一 君		

欠席議員（1 名）

1 4 番	市 川 隆 子 君
-------	-----------

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石 井 和 芳 君 教 育 長 御 園 正 二 君

総務課長	大矢 務 君	企画財政課長	齊藤 貴人 君
税務課長	田邊 健治 君	建設課長	齊藤 雄 君
産業課長	石井 宏樹 君	商工観光課長	北田 和弘 君
健康福祉課長	片岡 秀樹 君	環境課長	金坂 潤一 君
住民課長	増井 角栄 君	ガス事業所長	緑川 栄治 君
会計管理者	三橋 久美子 君	教育課長	岩本 洋之 君
生涯学習課長	渡邊 昭 君	学校給食センター所長	三橋 政明 君
監査委員	地引 久貴 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋 庸行	書記	田辺 悦子
書記	渡邊 直也	書記	芦原 潤
書記	上代 智也	書記	中古 珠輝也

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和 6 年第 3 回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、10 番酒井良信君、11 番今関勝巳君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、おはようございます。

9 月になり、秋らしい日が増えてまいりましたが、まだまだ猛暑が続き、台風も心配な時期です。災害に注意しつつ、皆さんお過ごしください。

また、議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、去る 9 月 5 日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、人事案件 2 件、規約改正 1 件、条例改正 1 件、契約変更 1 件、補正予算 6 件、決算認定 6 件の計 17 件であります。また、発議案 1 件、請願 1 件があり、一般質問は 4 名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ協議した結果、今定例会の会期は本日 9 月 12 日から 24 日までの 13 日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日 9 月 12 日から 9 月 24 日までの 13 日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 9 月 12 日から 9 月 24 日までの 13 日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から、例月現金出納検査、令和 5 年度白子町一般会計特別会計歳入歳出決算の審査意見書、令和 5 年度白子町基金運用状況の審査意見書、令和 5 年度白子町健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、町長から令和 5 年度主要施策の成果報告書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、教育委員会から令和５年度白子町教育委員会点検評価報告書の提出がありました。
お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合から令和５年度長生郡市広域市町村圏組合歳入歳出決算書の提出がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑組合から令和５年度一宮聖苑組合会計歳入歳出決算書の提出がありました。
お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第５、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第３回議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

去る８月１５日の夜半から１７日にかけて、台風７号が千葉県東方沖の太平洋上を北に進みました。ちょうどお盆の時期と重なったため、千葉県内を含む関東一円の交通機関等に多大な影響がありました。本町においては、８月１５日午後７時までに、情報収集体制から災害警戒体制、さらに災害警戒体制から災害対策本部第１配備へと早め早めの体制移行に努めた結果、幸いなことに大きな人的・物的被害の発生がなかったと報告を受けております。

８月末から９月にかけても、台風１０号が西日本地域の広範囲を迷走するなど、昨今の気象要件の影響なのか、台風の移動速度が極めて遅いため、長時間にわたって同一地域が激しい風雨にさらされることといった状況が認められました。これから本格的な台風シーズンになりますので、いま一度初動対応や物資保管状況の確認に努め、しっかりとした防災体制整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策、移住促進について申し上げます。

空き家対策、移住促進につきましては、平成２７年度を初年度とする第１期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも主要施策の大きな柱として計画されておりました。以来、令和２

年度を初年度とする第２期総合戦略の中でも同様の位置づけとなっており、これから策定を進める第３期総合戦略の中でも主要施策の一つになることは間違いありません。

この空き家対策、移住促進についての対応を一段と高めるため、10月中に株式会社A l b a L i n k と空き家の流通促進等に関する連携協定の締結に向け、協議を進めております。

この法人は2011年に設立され、関東地方を中心に全国で事業を展開しており、流動性が低い不動産、いわゆる訳あり物件の付加価値化、市場への再流通に強みを持っていると評価されております。本町にも、老朽化が著しい住宅や所有者、相続人の把握が難しい不動産なども散見されますので、こういった物件が再生され、流通されるようになれば、新たに人の流れを生み出せるものとして期待を寄せているところであります。

最後になりますが、今回の第３回定例会におきましては、教育委員の人事案、条例の改正案、補正予算案及び決算認定などについて上程させていただきました。議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第６、一般質問を行います。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、９番宗島理仁君。

○９番（宗島理仁君） 皆さん、おはようございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

学童クラブについて伺っていきます。

学童クラブは、保護者等が就労等により昼間家庭にいない小学生の放課後等において、家庭に代わる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

もともと学童保育は、高度経済成長期に共働き家庭の増加や核家族化の進行から需要が高まったことから、各地域で父母会による自主運営や市町村独自の事業として開かれていました。法制化されたのは1998年であり、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業として整備されたことから、保育所などと比べると比較的新しい制度と言えます。以前は、学童クラブにおいて会計や児童の入所、退所の管理等、保護者が運営主体となっており、仕事も育児もある中で、事業運営に専門知識があるとは限らない保護者がボランティアになっていたことで、多くの課題が生じていました。

そのような中で、令和5年度より保護者の負担軽減を図るため、学童クラブを保護者運営から町運営へと移行しています。移行から1年がたちますが、学童クラブの利用状況、保護者や子供たちの声はどのようなものか上がってきているのか、現状を伺います。

2点目として、学童クラブの長期休業中における昼食の提供について伺います。

こども家庭庁より、小学校における夏季休業等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げていないため、地域の実情に応じた対応をお願いするとともに、実際に導入している自治体の事例集の事務連絡があったかと思います。

実際に、私たち子育て家庭、特に共働きの世帯では、長期休業期間中子供を1日学童保育に預けることになりますが、その分お弁当を作る手間が増えてしまい、それが毎日となれば大きな負担となります。さらに、お弁当となると各家庭間で差が生じ、弁当格差という話を実際に耳にしています。隣の子のお弁当がすごく見栄えがいい。さらに、子供たち同士で、何でお弁当にソーセージが入っていないのなどと、心ないことを言われて傷ついてしまう子供たちがいるようなケースが、全国のみならず白子町でも存在していると耳にしています。

学童クラブで食事提供を行う場合は、食物アレルギーへの配慮や感染症、食中毒の発生防止、発生時の対応について定めることが必要と考えられます。また、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭等の子供については、特に小学校における夏季等の長期休業期間中等の食事について配慮が必要であると考えられます。

このような現状で、保護者の負担削減や弁当持参による食中毒防止などを目的に、長期休暇に昼食を出す学童クラブが増えてきています。例えば、茨城県境町では、2021年度から学校給食センターを活用して、町内全ての学童保育で1食250円の料金の昼食を提供しています。登録している子供の9割以上が利用しているそうです。また、奈良県奈良市や東京都港区のように弁当事業者と連携している自治体もあり、奈良市の場合は1食当たり250円で、登録している子供の約4割が利用しています。そのほかにも、青森県では週に1回子ども食

堂と連携した取組があります。

このようなことから、我が町においても学童クラブの長期休業期間中に昼食の提供を導入すべきかと思いますが、見解を伺います。

3点目といたしまして、ランドセルについて伺っていきます。

ランドセルの購入費用は、2023年度平均で5万8,524円です。購入価格帯としては6万5,000円以上が最も多く、平均価格もここ数年上昇しています。さらに、文房具や学校指定の教材、通学用品などを買う必要があり、一つ一つはそれほど高くありませんが、一遍に買うとまとまった出費になります。

入学までに必要な費用の相場として、公立小学校の場合は8万円から15万円、私立小学校の場合は10万円から25万円と言われています。その中でランドセルに占める割合は大きく、さらに6年間使うものなので耐久性や機能性も注視して選択しなければならず、おのずと高額になってしまいます。

このような現状を鑑み、全国的にランドセルを自治体が入学祝い品として贈呈しているところが増えています。茨城県阿見町では、新たに1年生として小学校等に入学する見込みの児童を対象に、黒、青、茶、赤、水色、紫、6色7類の中から入学祝い品としてランドセルを贈呈しています。我が町においても保護者負担の軽減を図る一環として検討すべきかと思いますが、見解を伺います。

以上、2項目3点について伺います。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、宗島議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の利用状況についてのお答えをいたします。学童クラブです。

令和6年7月時点の学童クラブ3か所の利用者数は、1年間利用する通年利用者が71名、夏休み等長期休業のみ利用する利用者は22名、合計93名となっております。保護者会運営時の令和4年度の利用者と比較しますと、約3割増加となっております。

2点目の利用者の声ですが、保護者からは、保護者会運営時と比べ、運営に関して負担が軽減された。保護者会役員という重圧がなくなり、学童を利用しやすくなったなどのご意見をいただいております。一方で、学童クラブ内の活動や行事の充実、施設の整備、利用料の見直しなどのご意見をいただいております。

次に、学童クラブの長期休業期間における昼食の提供ということで申し上げますと、令

和5年5月時点で、こども家庭庁の調査では全国22.8%の学童クラブが長期休業中の昼食提供を実施しているとの調査結果が発表されております。保護者からは、1日だけでも弁当を用意しない日があれば負担が減る。昼食の提供はありがたいなどというご意見も聞いております。早朝からお弁当を作ることは大変なご負担になるだけでなく、衛生面の不安もあると認識しております。

一方で、保護者の中には、お弁当作りが得意な方やお弁当を作りたいと思っている方、そのお弁当を楽しみにしているお子さんもいらっしゃると思います。いずれにしましても、昼食の提供につきましては様々なご意見がございます。本町といたしましても検討課題であると捉えております。

次に、1の2の1、小学校の子育て支援についてでございますけれども、祝い品としてのランドセルの件につきましては教育長より答弁してもらいます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、宗島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小学校入学時には、様々な準備のために保護者は一時的に出費がかさむといった現状があることは承知をしているところでございます。特に、6年間使用するランドセルにつきましては、価格も様々でございますけれども、最近の相場では6万円程度ということを知っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、子育て支援の一環として、小学校入学時に祝い品としてランドセルを贈呈するといった事業を実施している自治体があることは承知をしているところでございます。物価が高騰している昨今におきまして、保護者の負担軽減を図ることは大変必要なことだと私どもも認識をしているところでございます。

ランドセルの無償化配布につきましては、もちろん保護者の負担が軽減されるという直接的な効果があると思いますし、またランドセル選びをしなくて助かるといった家庭もあるかもしれません。しかし、一方で子供自身が自分の好みに合ったランドセルを楽しみにしていることや、保護者や祖父母がプレゼントする喜びもあろうかと思えます。また、そのことで6年間ランドセルを大切に使うことにもつながっていると考えられます。さらに、一律に無償配布することで、幅広いデザインや機能の選択肢がなくなってしまうことも考えられます。

以上のことから、現時点ではランドセルの無償配布については考えておりませんが、今後必要性、効果などを検討の上、財政面も含め、総合的に検討、判断をしてまいりたいというふうに思っております。

また、子育て支援として、別の切り口ではございますが、白子町では9月以降の給食費を無償化する準備を進めておるところでございます。これにより、小学校1人につき年間約6万円、中学生1人につき年間約7万円程度の保護者負担が軽減される見込みでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。一問一答で再質問させていただきます。

まず、学童クラブの運営についてなんですけれども、行政に、町に運営移行してから学童が利用しやすくなって、3割利用者が増えたということなんですけれども、やっぱりこれまで以上に学童保育というか放課後の過ごし方が、ニーズがあってきて利用者が増えている、そういう現状の中でより活動の内容を充実させてほしい。今度はそこに重点を置いてほしいという意味で再質問させてもらえしたいと思います。

小学生が放課後等に過ごす時間は年間約1,600時間にもなると言われています。子供たちがフルに学童を利用した場合、学校の約1.2倍から1.4倍にもなります。つまり、白子町の子供たちの将来は学童クラブでの過ごし方がかなり重要であると言っても過言ではありません。その潤沢な放課後の時間を豊かで充実した時間にしようと、民間企業等による学童保育事業への参入が進んでいます。

また、学校外での体験の機会に恵まれない子供たちの存在が最近関心を集めており、いわゆる体験格差という新たな教育課題に官民の協働で取り組む必要があると言われてしています。習い事やスポーツ、自然体験、企業の職場見学など、体験の範囲は広いですが、情操を豊かにし、他者理解やコミュニケーション力を育む効果があると言われ、学校の授業では得られない達成感を味わうことで自尊感情が高まる点も重要です。体験が少ないほど自己肯定感が低くなるという調査結果もあり、これからは体験格差にも目を向けた政策が必要です。

一般質問の事前打合せの際に白子町の学童クラブの現状を聞いてみると、児童の支援や活動内容の企画、実施に関しては支援員個人のスキルや経験に依存している面が多く、学童クラブごとのサービス内容にばらつきが見られる状況にあると感じています。均質かつ良質なサービス提供をするためにも、民間のノウハウを生かした事業運営の展開により、質の向上を図ることも検討すべきかと思います。

民間委託により、安定的な人材の確保や、人材確保を含めた雇用管理や巡回業務等、民間委託により事務効率の改善を図れるのではないのでしょうか。外遊び、工作、読書、プログラ

ミングなど、多様な選択肢の中から子供がやりたいことを思い切り楽しめる環境をつくることこそが、これから求められる町独自の子育て支援になるかと思います。

民間事業者への運營業務委託により、安定した学童クラブの運営はもとより、民間事業者が有する専門的かつ高度な知識や経験等の活用による均質で良質なサービスの提供をもって、児童の安全で安心な放課後の居場所としての学童クラブを確立し、子育てと仕事の両立支援を図るべきだと思いますが、町の学童クラブの児童の過ごし方や体験学習等の現状、そして今後の運営方法について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 宗島議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目といたしまして、学童自体の中身を充実させてほしいということだったかと思いますがけれども、現在白子町の学童クラブでは、年1回3学童クラブの支援会議を実施しておりまして、年間行事や長期休業期間中の運営について情報交換、共有を行っております。

しかしながら、児童の利用人数や施設設備支援員のスキルなど、差が非常に多いところが実情でございます。足並みをそろえることは困難であると思われましても、今後も支援員研修や近隣の学童クラブの保育内容などを参考にしながら保育自体の中身を充実させていければなと思っております。

あと、いろいろな体験とか、今3学童クラブでは児童の活動状況、人数、施設環境を考慮しまして、水遊びや夏祭り、地域の方の協力を得ながら竹とんぼやけん玉等の昔遊びなどを実施しております。

また、1年を通しまして、七夕祭り、ハロウィンパーティー、クリスマス会などを行っているところが実情でございます。

あと、もう1点は民間委託ということだったと思いますがけれども、まず近隣の状況でいきますと、一宮町が民間委託しているというところがございます。一宮町が民間委託した経緯につきましては、児童数が増加し、支援員の確保が困難となったことにより、運営の統一化を図るため委託に踏み切ったと聞いております。また、保育内容、年間行事等につきましては、公設公営の内容を委託事業者と話し合いながら実施しているということです。

今後は、本町におきましても人員確保とかの問題等いろいろございますので、円滑な運営を図るため、民間委託を視野に入れながら検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） ありがとうございます。ぜひとも、今地域の皆さんのご協力だったり支援員の皆さんのご協力で、様々な行事をやってくださっているということは本当に理解をしています。ですけれども、やっぱりこれから先、支援員の確保であつたり足並みをそろえることを重点課題としてやっていってもらえればと思います。

もう 1 点、学童クラブにおける入退室の管理システムの導入について伺っていければと思います。

私たち保護者にとって、放課後における子供の動向は常に心配の種です。共働き世帯が増え、時短勤務もできない場合、保護者は夜帰宅して子供の顔を見るまでどうしても安心することはできないかと思います。最近では、子供の所在情報をメールで受け取りたいというニーズがあり、学習塾や習い事教室では入退室システムを導入しているところが多いため、メールやLINEで子供の居場所を把握できるのが当たり前の時代になっています。

白潟小学校のなのはなキッズクラブでは、インターホンを活用して保護者のお迎え等をしていますが、最近では保護者がどの生徒の親か確認をせず、またインターホンに児童たちが面白がって出てしまい、対応していると聞いています。児童の健全な育成と事故防止を図り、より安全で安心な学童クラブ運営を行うため、支援員や保護者の皆さんにはいま一度入退室の危機管理を確認すべきかと思いますが、見解を伺えればと思います。

また、学童クラブに児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入し、児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上、正確かつ迅速な情報の共有を図ることを目的に入退室管理システムの導入も検討していくべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 宗島議員の再質問にお答えいたします。

なのはなキッズでインターホンで入室の対応をしているが、保護者の確認をせず入室許可をしているなどということを聞いたということでしたけれども、実際夏休み期間中、支援員の確保をちょっと苦慮してしまして、通常やっている方とプラスして大学生の方のアルバイトとかも含めながら運営しているところでございます。

それで、なのはなキッズクラブに関しましては、令和 4 年の保護者会運営時に白潟小学校校舎に移転しました。その際、学童の部屋が 2 階ということもありましてカメラつきのインターホンを設置したところではございますけれども、不審者対策などの観点から支援員は保護者を確認してから入室することとなっておりますが、再度、入室時のマニュアルを確認

を行いまして、入室時の管理徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、児童の安全につきましては、日頃から不審者対応避難訓練と、あとまた警察の不審者対応研修などを受講しておりますけれども、安全性の確保に再度努めて、さらなる安全対策に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも、何かあってからでは遅いですので、安全管理はしっかりとお互い、保護者もそうですし支援員もそうですし、利用している児童生徒もしっかりともう一度確認してもらって、3学童クラブありますので、ぜひともお願いいたします。また、その中で入退室の管理システムの導入も含めて検討していただければと思います。

次に、学童クラブの長期休業中における昼食の提供について、全国でも23%近くが導入されているという現状の中で、お弁当のよさも僕も既に分かっています。うちもたまにお弁当の日がありますので、子供たちがとても楽しみにしているとか、あるんですけども、やっぱり夏休み毎日になるととても負担になってしまう。1日だけでも昼食の提供があれば、どれだけ保護者の方が楽かというのはよく分かっています。ぜひともこの昼食の提供について前向きに考えてほしいと。

その中で、先日特別養護老人ホームはまひるがおを運営している社会福祉法人優愛会さんと話をしたところ、事前に日にちを決めてくれれば昼食の提供が可能であると話していました。また、一度に対応が難しいので、時間をずらして3か所の学童クラブの生徒さんが来てくれれば冬休みからでもできると言っています。

食物アレルギーへの配慮や感染症、食中毒の発生防止、発生時の対応について、また3か所ある学童クラブの生徒のピストン輸送をどのように行うか等、越えなければいけない課題やハードルは多々あるかと思いますが、長期休業において昼食を提供する自治体は確実に増えてきている現状の中で、我が町においても協力してくれる民間の方や業者、方法を模索すべきときに来ているかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 宗島議員の再質問にお答えいたします。

まず、保護者からの声といたしまして、1日だけでもお弁当を用意しない日があれば負担が減るということは、私どもも十分承知しておるところでございます。

また、先ほど、はまひるがおさんから冬休みからの昼食提供を行っていただけると、非常

にありがたいお話だと思っております。しかしながら、昼食提供にはいろいろな問題がありまして、食数の管理、アレルギーの対応、先ほど宗島議員もおっしゃっていた、そこが一番かなと思います。

また、併せて支援員の負担増や安全管理の問題点等、様々問題、課題が浮上することが想定されます。食事提供に至るまでクリアしなければいけない問題、課題点、非常に多いところから、冬休みからの提供は非常に難しいと現時点では思っております。前向きに研究しながら検討してまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） ぜひとも、ちょっと冬休みって前のめりで言ってしまったんですけれども、やろうと思えばハードルであったり課題は見えてくると思いますので、前向きにというのは、ぜひともやるための前提とした前向きな検討をお願いできればと思います。

次に、ランドセルのことについて伺っていければと思います。

先ほどもあったんですけれども、無償で配布というのは難しいと。やっぱりランドセルにおいての存在価値というのは一義あるというのはもう教育長の答弁のとおり、まさにそのとおりだと思います。我が家も小学生 2 人いますけれども、ランドセルをあげたときとかプレゼントしたときはとても喜んでいますし、今も大事に使っているというのもあるんですけれども、やっぱりその中で、ランドセルだけじゃなくて、選択肢を増やしてほしい、それをちょっと伺えればと思います。

町では、小学校側からランドセルだけでなくアウトドアメーカーが製造する通学用のリュックサックを積極的に推奨し、保護者の経済的負担の軽減と児童生徒の通学時の身体的負担の軽減を図るべきかと思います。

岡山県備前市では、大手アウトドアメーカーが製造する通学用のリュックを贈呈しています。リュックの素材は、耐久性があり水濡れにも強い、強度のあるナイロンの生地が使われています。価格は 1 万 4,850 円です。ランドセルと比較しても安価であり、子育て世代の負担軽減にもつながるかと思います。このスポーツリュックを一般質問の事前打合せの際に確認してもらっていますが、贈呈された子供たちはとても軽そうに持っていましたし、見る限りではとても丈夫そうにも見えたのが印象的でした。

実際に白子町の子供たちを見ていると、7 月や夏休み明けの 9 月、今日みたいな猛暑の中で、登下校は顔を真っ赤にしながら行っています。さらに、ランドセルやその中の教科書、

水筒類が入っていると、低学年は重そうにして歩いている姿を見ます。このようなことから、町としては、生徒に贈呈とはいかなくても、アウトドアメーカーが製造する通学用のリュックを推奨品に指定し、選択肢を増やす必要があるかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 宗島議員の質問にお答えします。

小学校では、入学前に入学説明会を実施しております。ランドセルの購入は必須という話は一切していないんですけれども、実際的には全員がランドセルを購入して入学を迎えるといった傾向にあります。しかし、子供によってはランドセルが重い、身体的、精神的な負担がある場合も考えられます。また、保護者については、高価なところで経済的な負担も考えられます。そういった場合には、リュックや背負う形のスポーツバッグ等も負担軽減となると考えております。

ですので、小学校のほうには再度このような内容を選択肢として入学前の説明会のときに各学校でしてもらい、様々な負担軽減につながればと考えております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） うちもランドセルを買ったんですけれども、買ってみて思うことは、やっぱり今のこの現状に合っていないなって、ランドセルはやっぱりどうしても重いし、背中をととても暑そうにしているので、選択して学校側からアナウンスしてもらおうと保護者も踏み切りやすい。ほかの子と違うとかじゃなくて、もう今時代はこうなんだよという選択肢として一つ並べてもらえるような工夫をお願いできればと思います。

最後に、全体の要望をして終わりにします。

学童クラブの安全対策はいま一度確認をお願いいたします。インターホン対応、目視による確認、不審者の侵入防止を図るようお願いいたします。

また、学童クラブの過ごし方についても、豊かで充実した時間になるよう対策や工夫を積み重ねていってほしいかと思います。

学童クラブの長期休業中における昼食の提供についてはぜひとも前向きに検討し、また執行部の皆さんのご協力あって踏み切れることですので、ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

ランドセルについては、子供たちが小学校入学時の経済的負担の軽減及び通学時の身体的負担の軽減を図るために、小学校に入学する子供のランドセルなど、通学用のかばんを購入

する費用1人当たり2万円を支給するとか、通学用のリュックサックを購入することを周知するだけでなく、経済的にも援助していく必要があるかと考えます。

これは出生数が低い自治体がもう既に行っている施策であり、いすみ市では、子育て世帯の経済的負担の軽減及び児童の健全な成長を促す子育て支援の一環として、令和7年度新入学児童へ軽量のランドセルを配布しています。我が町においても先行して行っていくべきであり、ランドセルより比較的安価なスポーツリュックの導入を含め、子育て支援の強化をより一層推進してもらえよう要望して、一般質問を終了します。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、2番前田充浩君の一般質問を許します。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 公明党の前田充浩でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

防災・減災対策について3点質問させていただきます。

初めに、災害時応援協定について伺います。

九州地方での地震に伴い、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたり、関東地方でも強い地震が頻繁に発生したり、全国で防災・減災対策に対する意識が非常に高まっております。令和6年第1回3月議会定例会でも一般質問させていただきましたが、町では令和6年7月現在で44の災害に関する協定を締結しております。相互応援に関する協定、医療に関する協定、応急対策に関する協定、物資に関する協定等、内容は多岐にわたりますが、災害に関する協定に基づく支援の実働状況について伺います。

例えば、8月16日に千葉県へ最接近した台風7号に対する備えとして、自主避難所を含め、町内には避難所が6か所設置されました。このうちの2か所は、安全・安心・快適避難協定に基づく白子町温泉ホテル協同組合による自主避難所の提供だと思いましたが、他の協定に基づく物資の提供等があったのか、具体的な運用、実働状況を伺います。

また、激甚化する自然災害に対して、対策は常にブラッシュアップされなければならないと思いますが、安全・安心・快適避難協定は平成31年4月25日の締結ですし、一番古い協定

は平成8年2月23日です。最新の情報が反映されていなければ十分な対策とは言えないと思いますので、適正見直しがされているのかどうか伺います。

次に、避難所について質問いたします。

8月16日に千葉県へ最接近した台風7号に関して、町では早い段階から自主避難所を含めた6か所の避難所を開設していただきました。迅速な対応と正確な情報発信、適切な避難所等の運営等、スタッフの皆さんへ感謝を申し上げます。ありがとうございました。

その台風7号に関しての避難所ですが、町総務課からの報告では、避難者が合計で54人でした。また、町のホームページですと、白子中学校の体育館をはじめとする町指定避難所の想定収容人数は最大で1,350人となっています。人口約1万500人程度の本町ですが、大規模災害の発生時にこの最大収容人数で大丈夫なのか、不安になります。

また、それ以上に気になりますのが、多様化社会での避難所の在り方です。性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、性自認等にかかわらず、一人一人が違った個性や能力を保つ個人として尊重される避難所でなくてはならないのではないのでしょうか。介護、介助が必要な高齢者や妊産婦等の要配慮者を含めた支援スタッフも相当数必要になるのが避難所です。台風7号に関しての対応でよいので、町避難所の実際の運営等について伺います。

次に、熱中症対策について質問いたします。

全国では最高気温が40度を超える日がある等、猛暑が続いた今年の夏ですが、熱中症による死亡者数の増加傾向も続いており、近年は年間1,000人を超える年も出ています。今後、さらに地球温暖化が進めば極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれており、積極的な熱中症対策を進める必要があると思います。白子町では早い段階から涼み処やクーリングシェルターを設置し、熱中症対策を取っていますが、現在の利用実績について伺います。

また、遠方の施設ですと、高齢者や障害者等の交通弱者には移動困難にもなりかねないので、なるべく近くに施設を用意すべきと考えます。町のホームページですと、涼み処には3か所のふれあいセンターが含まれていませんが、これらを加える予定があるか等、またクーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートが発表されないと開放されないということですが、その開放施設も公共施設の一部でしかありません。よって、より利用しやすい施設の取扱いについてどのように検討されているのかを伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、前田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、防災・減災対策についての災害時の応援協定についてのことでございますが、まず先般の台風7号の対応における災害に関する協定に基づく支援の状況についてご説明いたします。

全部で3つの協定に基づく支援を受けました。

1つ目は、平成31年4月、白子町温泉ホテル協同組合と締結した安心・安全・快適避難協定です。ホテル2か所、サニーインむかい、青松庭白砂に自主避難所を開設し、避難者14名に対して民泊サービスを提供いたしました。

2つ目は、令和5年6月に白子町建設業災害対策協会と締結した災害時における応急業務に関する協定です。剃金排水機場に排水ポンプ2台を設置していただきました。

3つ目は、平成24年6月に国土交通省関東地方整備局と締結した災害時の情報交換に関する協定です。台風の接近前から千葉国道事務所との間で連絡体制を確認し、情報共有を図っていました。

その他協定については検討したものの、風雨の状況から支援を要請するような事態には至りませんでした。

次に、災害に関する協定のブラッシュアップについてご説明申し上げます。

ホームページに掲載してありますように、町では全国様々な災害対応に関する教訓を踏まえ、毎年複数の団体と新たな協定を締結し、対応能力の充実、強化を図ってまいりました。

また、過去に締結した協定につきましても、先ほど申し上げましたように実際の災害対応において運用しているわけではございますが、これまでのところ協定の内容に不足を感じることはなく、結果として改正に至るような協議を実施したことはありませんでした。

今後も、能登半島地震やその他の災害対応に係る最新の教訓を収集し、改正すべき事項があれば果敢に見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、避難所について、災害発生時に開設される町の避難所の多様化、社会での在り方について、また避難所の実際の運営等について伺うということでございます。

まず、町指定避難所の収容人数についてご説明したいと思います。

議員ご指摘のとおり、町のホームページには指定避難所の一覧表を掲載しており、7か所ある避難所の想定収容人数を合計すると1,350人になります。この想定収容人数というのは、千葉県地域防災計画の被害想定で示された地震発生1日後の予想避難者数1,388名を、町内7か所の指定避難所に収容したと仮定した場合の収容人数であり、最大収容可能数ではない

ことをご理解ください。緊急時は、必要に応じて小中学校の体育館以外のスペースにも避難者を受け入れるなどの処置を講じて収容人数を増やすことが可能です。

また、町内の宿泊施設を緊急避難所として使用できるよう、ホテル等28施設と津波避難者の施設利用に関する協定書を締結しております。

次に、台風7号の対応における多様な避難者の受入れ状況ですが、避難者が54名と少なく、スペースに余裕があったこともあり、性別、国籍等、特段の配慮を要する場面ではありませんでした。

それでは、③として熱中症対策について申し上げます。

クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートの発表があった際開設するものですが、アラートの発表がありませんでしたので、開設実績はありません。

涼み処については、必要時に気軽に利用できる場の提供として、役場、青少年センター、公共施設のほか、町内の事業所として、ウエルシア、ヤックスドラッグ、さくら・介護センター、さくら・カフェの計6か所を開放しております。いずれも他の利用者などの出入りもあるため正式な人数把握は行っておりませんが、店舗利用者も含め、休憩所として活用させていただいているようであります。

また、町内各ふれあいセンターについても涼み処としての活用を検討しましたが、施設の利用状況や環境から、安定した開放が難しいため、今年度については涼み処としての開放をしないことといたしました。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ご答弁いただきありがとうございます。

それでは、災害時応援協定について再質問いたします。

台風等のように事前にある程度対策を取ることができる自然災害の場合はよいのですが、令和6年第1回3月の議会定例会でも要望させていただきましたが、地震や津波等の自然災害の場合には役場職員の方々、多くのスタッフがまずは初期対応に従事するため、避難所への物資搬入等が後手後手になる可能性を否定できません。

このような状況を打破するために協定の内容を見直していただき、協定先との協議の中で、大規模災害時には町からの要請を待たず、避難所等にプッシュ型で支援物資を配布していただきたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまプッシュ型の協定に見直したらどうかというようなご指摘をいただきました。このプッシュ型、ご指摘のとおりこちらからの要請を待たずに協定先から速やかに送られてくるというメリットがあるのは承知しておりますけれども、さきの能登半島地震を見ても、結局災害の内容にもよるんですけれども、最後のワンマイルというところが非常に大きい課題になっておりまして、近くまで車両などが満載して来るんだけれども、最後が到達できない。

逆に、被災した市町村では我々職員も恐らく被災します。その中で、まず役場に行って避難所へと分散していくんですけれども、どの避難所に何人いるのかというようなまず把握から始まって、どこに何をどう分配するかというような結構難しい問題がありますので、避難所に大量に来てしまうというよりも、逆にどこか一段遠いところで、若干距離のあるところで集積した上で、その辺の数量把握をした上で細かく配分していくというような作業が伴いますので、一概に、避難所が先ほど町長の答弁で7か所あると申し上げましたけれども、7か所にそれぞれダイレクトに来てしまうということが、果たしてこちらとして対応できるのかどうか、その辺をちょっと考えなきゃいけないと考えております。

それから、要は今の協定になっている内容なんですけれども、これも協定先の事業所自体も被災してしまう可能性もないわけではなくて、調達可能な範囲でこちらの要請に応じてくれるということになっていきますので、果たしてこちらが要請した、例えば100くれと言っても業者側がもう既に50しかないといった場合には50になってしまうと、そういうようなところもございますので、ですので協定先の数であったりとか調達すべき物資はどういうものかというものの、こういったところをよく勘案した上で、果たしてプッシュ型が全て町で受け入れられるかどうかというところは、もう一度考えなきゃいけないのかなとは思っております。

国などでは、東日本大震災があってからプッシュ型ということでかなり押しておりますけれども、実際に搬入された市町村では、例えば生鮮食品を腐らせてしまって配布できなかったとか、そういった事情があることも報道等で確認しておりますので、そういった実際の事例、こういったものなども勘案させていただいた上で、6月の議会でも答弁させていただきましたけれども、令和7年度に防災計画の見直しなどをする予定もございますので、そういう中でしっかりと検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） 答弁ありがとうございました。いろいろな制約がある中で調整をする

のは確かに大変ですが、今後とも協定先と協議を徹底して、災害時発生の即応体制の強化をぜひともよろしくお願いをいたします。

次に、避難所について再質問いたします。

多様化社会での避難所の在り方の中でも、特に気になるのがトイレの確保と管理です。いろいろと配慮が必要となる方々へのトイレですが、避難所によってはトイレの状況が大きく違うと思います。まず、仮設トイレ等の数が十分なのか、また性的マイノリティーの方にも配慮した男女共有トイレ等の準備があるのか。つまり、トイレの配置に当たっては男女別を基本とし、出入口の向きを変えるなど、動線を分けることは当然ですが、どちらのトイレにも入りづらいと感じる性的マイノリティーの方にも配慮したトイレの設置も必要だと思うからです。

さらに、長期避難となった場合には、幼児用の補助便座やおむつ替え、ストーマ装具の交換スペース確保等、様々なケースへの対応が必要となると想定されることから、ユニバーサルタイプのトイレや組立て式簡易トイレの備蓄数を増やす必要があると思います。

そこで、トイレの確保と管理について伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） トイレの課題についてのご質問にお答えいたします。

現在確保している数については、組立て式の便器51台、それからトイレ用テント38張りを小中学校、ふれあいセンター及び2か所の防災の丘の倉庫に配分、保管しております。先ほど町長が答弁いたしました1,350人の人数から比べますと若干少なめであるとは我々も認識しておりますので、こういったものは適宜増やしてまいりたいと考えております。

それから避難所のトイレについて、やはり一番大きい問題は、例えば学校、ふれあいセンターについては現状で水洗化されたトイレがあって活用ができるんですけども、要は、やはり災害の内容によってそれらの利用がどうなるかというところが全く読めません。これが壊滅状態になったというときには私どもが今申し上げました数字では到底足りないわけですので、当然避難される方のふだんからの備え、こういったところもぜひ周知はしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、高齢者の方であつたりとか乳幼児と一緒に避難されてくる方、それから性的ないろいろな課題を抱えていらっしゃる方、こういった方、ご指摘のとおりだと思います。こういったものについては、今、いわゆるユニバーサルデザインのトイレというようなものが発表されておまして、これも災害用のレンタルのものであつたり緊急時に購入して配置と

というようなものもございますけれども、実はこの辺の協定についてはまだしっかり整備されていないところもございます、トイレについては。

ですので、これも今後、パターンがなかなか複雑ですので、そういった課題の数、こういったものもこちらで拾った上で、今後そういった専門の事業者さんと、先ほどの協定じゃないですけども、そういったところが可能かどうか、これも協議、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） ありがとうございます。避難所のトイレの確保と管理は、設備やスタッフの面からとても大変だと思います。けれども非常に重要な問題ですので、しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、避難所について、最後、3 回目の質問をいたします。

避難所の運営でよく話題になるペット同行避難についてです。

茂原市では指定避難所へのペット同行避難が認められており、市のホームページによると、15か所の小中学校が指定されています。現在、白子町ではペット同行避難は認められていませんが、ペットと家族同様の生活をしている方々が多いので、白子町でもペット同行避難ができる避難所が必要だと思います。

また、能登半島地震で被災ペットの支援活動を行った認定NPO法人日本レスキュー協会の避難所の聞き取り調査では、ペットが避難行動を遅らせる要因にもなっていたと指摘されています。

そこで、1 か所でも多くの避難所でペット同行避難ができる対応をいただきたいと思います。さらに、そのときには住民へしっかりとした周知が必要ですので、周知方法について、動物愛護団体や保健所等のご指導、ご協力をいただき、ペット同行避難のための講座等を開催する等で検討をお願いしたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） それでは、ただいまのペットを同行避難の関係についてお答えいたします。

今、議員がご指摘のとおりでございます。獣医さんとか保健所さんとか、そういった方のご協力、ご支援いただかないとなかなか困難な課題であります。かなり昔からペットの同行避難の避難所の設置というのは、これは課題として上がってきておりますけれども、現状

で対応ができていないということは事実でございます。

やはり難しさはスペースの問題、例えば同行避難の場合はケージに入れて連れてきていただくというようなことになったりするんですけども、例えば動物それぞれケージに入っているものを同じ部屋に入れてというようなときに、例えば動物にもいろんな病気があったりして、予防接種どうなっているのとか、飼い主さんによってはそれ自体も気にする方もいらっしゃるしまして、そういったところのどういう制度設計がいいのかというところは先ほど言いましたように専門家の知見などもお借りしないとなかなか難しいところもあります。

それから、やはり人間が避難するスペースとそういった動物、犬あるいは猫なのか分かりませんが、そういったところがあまり接近していると、それがどうしても苦手だとおっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方との動線をどうするかとか、こう考えるとかなり広い、やはり議員のご指摘のように小学校とか、かなり大きいスペースじゃないとなかなか難しいなという感じは私どもも思っております。

先般の台風7号のときもどうしても一緒に逃げたいという方のご指摘もありまして、大変申し訳ないということでお断りしたケースもございますけれども、こちらにつきましても専門家、先ほど言いましたように保健所とか獣医さんとか、そういったところの専門家のお話などもいただきながら、また具体例として茂原市の同行避難の状況は我々もホームページ等で少し確認しておりますので、こういった先行事例を基にしながら、これも次の課題、次期防災計画の中でどのように位置づけていけるかというような課題として対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） 避難所の運営は避難所ごとに課題、問題があると思いますので、適時適切な対応を取っていただきますよう、ぜひともよろしくお願いをいたします。

それでは、3 点目の質問、熱中症対策について再質問いたします。

涼み処は、クーリングシェルターのように開放するために特に大きな条件が必要ではありません。よって、公的・私的に限らず多くの施設を対象に涼み処として開放していただけるとありがたいと思いますので、積極的な対象施設への働きかけが必要です。

また、答弁のとおり、クーリングシェルターは熱中症特別警報アラートが発表された場合に対象施設が一般開放する形になるので、高齢者や障害者等の交通弱者にとっては、できるだけ徒歩圏内にいることが求められていると思います。

そこで、もっと多く徒歩圏内に涼み処やクーリングシェルターが配置されるよう、各地区にある商店や施設にさらに申入れをする等、具体的な取組を検討されているかどうかお伺いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、前田議員のご質問にお答えいたします。

町としましては、引き続き町ホームページ等で、涼み処、またクーリングシェルターの開設に協力いただける事業者等を募集しまして、より多くの町民の方が利用しやすいように整えていきたいと考えております。

また、ふれあいセンターについてなんですけれども、今後涼み処として開放してほしいという要望が多く出るようであれば、開放する方向で前向きに検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） 今後も、地球温暖化により異常気象が続くと思いますので、涼み処やクーリングシェルターはとても重要になると思います。ぜひとも多くの方々にご協力をしていただけるように、どうか力を入れていただきたいなというふうに要望いたします。

それでは、熱中症対策について、最後、3 回目の質問をいたします。

6 月議会でも大多和正之議員が質問していましたが、指定避難所となっている小中学校の体育館についてです。国では、児童生徒及び教職員が使用する体育館を含む全ての部屋を対象として、冷暖房設備の設置に要する経費の一部に対して国庫補助を行うという学校施設環境改善交付金を用意しております。

6 月議会では、空調機設置の必要性を深く認識している。補助金の活用や交付税措置のある有利な地方債制度の活用も検討すると答弁されましたが、状況はいかがでしょうか。耐え難い暑さが今後も継続的に発生することが想定されますので、何らかの対策を講じる必要があると考えます。エアコン設置と比較した際、エネルギーコストや設置費用が半分以下の低コストで運用できるスポットクーラーの活用も有効的な取組であると考えます。

そこで、費用と時間のかかる空調機設置に優先して、比較的安価ですぐに設置が可能なスポットクーラー等を導入する考えがあるか、見解を伺います。

ちなみに、災害時応援協定の物資提供として、協定先からスポットクーラー等を提供していただくことも可能だと思います。見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまの空調機、特にスポットクーラーの件についてお答えいたします。

私、スポットクーラー自体がちょっと知識がなくてどういったものかがよく分からないんですけれども、今議員がおっしゃった、そういった提供をしていただく事業者さん、災害協定に応じて、そういうところがあるということでございますので、そういった事例はまずは調べさせていただきたいと思います。

それから、そのスポットクーラーというものが例えば電源を要するのかとか、そういったところも若干分からないところがありますので、通電が滞ったときにそれが動くのかとか、そういったところもちょっと考えさせて、検討しなきゃいけないのかなとは思っております。

先ほど、先般の大多和正之議員のご質問、6月の議会のときですか、そこのお話も出ましたけれども、先般も教育委員会側とは協議をしたところでございまして、ちょっと市町村名がはっきり分からないんですけれども、体育館でもかなり廉価な形でエアコンをつけられるというような事例もあるということは教育委員会からも伺っております。

我々としてはそういった事例もまだ確認できていないところがありまして、難しさはありますけれども、ただいま申出のありましたスポットクーラー、こういったものが近々に、例えばかなり低価格で導入できるのかどうか、こういったところはまず確認をさせていただいた上で、協定に応じていただける事業者があるのであればそこまで持っていきたいと、このようには考えております。

さらに、その上で白子中学校の体育館のエアコンについては、これはスポットクーラーでどうこうというよりも、教育施設の充実強化の部分として検討は進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、一番大事なことは町民との対話です。現場に足を運んで五体で受け止める。もっと大事なことは、小さな声を聞く力が町民の命を守ることになります。今後も、町民との対話を大切に、町民のためにしっかりと働かせていただきます。

以上で前田充浩の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で2番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って、2項目、4点質問いたします。

1項目として、石井町長には、就任から3年3か月が経過をし、多くの施策が多岐にわたり展開されているところですが、この施策が推進される中で、4月27日から29日の期間で開催された白子藝術祭と今定例会で提案予定の白子町学校給食費無償化について、その進め方の確認を含めて伺います。

1点目として、千葉県誕生150周年記念事業の一環として実施をされた百年後の藝術祭、自然、文化資源の豊かな千葉県を舞台に、一緒に100年後をつくっていく競争の場としての藝術祭を目指して取り組まれたものですが、6つの地域に分かれて実施されたこの事業、その中の一つである白子藝術祭、暮らしそのものを芸術として捉え開催したものです。会場の立地を考慮して、時間制による少人数での体験型展示となりましたが、多くの来場者を迎え、周年事業として意義のあるものであったと聞いています。

改めて、事業の取組の経過、運営方法、まだ事業が完了していませんが、収支の状況、今後の期待度として、郷土愛と郷土への誇りの醸成につながるこれからの取組について伺います。

2点目として、学校給食費無償化の取組について伺います。

全国の自治体で進むこの取組ですが、6月の定例会の行政報告で、9月から実施するとい

う報告がされました。その後、大多和正之議員の一般質問での答弁で理解はいたしました。この取組の賛否は別として、疑問を感じたのは、令和6年度スタート時点では議論がなかったものが、2か月後に実施をする。また、この財源の根拠が明確に示されなかったことです。本町に庁議という会議が存在し、そこで議論されたという声も聞こえてきますが、改めて経緯を伺います。

この問題に関しては、本日、欠席をされている市川隆子議員からも、同様の疑問があるという意見をいただき、内容も類似することから、次の点も伺いますが、給食費の徴収については、公会計での徴収準備が、時間をかけて進められてきたことについてどう考えるのか。

また、町長のこれまでの答弁の中で、自己負担の必要性を述べていたにもかかわらず、方針転換をされた理由について伺います。

2項目として、町の所有する財産の管理について伺います。

1点目として、土地、道路、施設、多くの機材と各分野にわたり様々な町有財産がありますが、これは言い換えれば町民の財産でもあります。これらを適正に使用、管理するのは当然のことであり、条例、規則にのっとり、進められなければなりません。しかしながら、住民訴訟となったものや住民監査請求が停止された案件の中には、町有財産の使用に関するものが含まれています。適正な管理が求められる中で、多岐にわたる財産をどのように管理していくのか伺います。

2点目として、善良な管理者の注意義務、善管注意義務は、白子町では町の管理者である町長が、この義務を担うことになります。民法第644条にこの旨、規定をされていますが、現実的には、全ての状況を一人で把握することは、相当な困難があり、時には注意義務違反に問われることもあります。町長として、この義務をどう捉えているのか。また、義務違反を防ぐためには、どのような方策が適策であるか考えを伺います。

以上、2項目4点質問いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和秀一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目が白子藝術祭の取組の経過と今後の文化芸術の進化に対する期待度についてということでございますが、百年後藝術祭は、100年後の未来を考える千葉県ならではの新しい芸術祭であり、本町では関地区の国登録有形文化財大多和家住宅、通称「シラコノイエ」にて、暮らしをメインテーマに、本町の旬の食を提供するワークショップなどが開催さ

れ、町の暮らしとともに旧家における自然や歴史、文化的な価値を味わっていただけたのではないかと考えております。

小規模な藝術祭でしたが、町民の方々にも参加いただき、新聞以外にも様々な雑誌など、メディアに取り上げられました。建築家、隈 研吾氏が修繕設計を監修した古民家ということで、建築業界の来訪者の方も多くいらっしゃっていると聞いております。C F C Lというブランドの高橋悠介氏による「シラコノイエ」をイメージした衣服が、東京の表参道に展示されるなど、様々なところで本町をPRしていただいております、文化振興による魅力発信の新たなモデルになっているのではないかと考えています。

百年後藝術祭の今後については、千葉県6月定例議会において、スポーツ・文化局長が、「これらの成果や経済波及効果、課題などを検証するとともに、開催市町の意見も伺いながら、今後の在り方について検討する」と答弁しているとおりでございます。本町としましても、県の協議を進めていきながら、町の暮らしや自然、歴史、文化が後世に残せるよう検討してまいります。

次に、学校給食の無償化の取組についてということでございます。

6月議会において、行政報告で申し上げましたとおり、子育て支援策が、国の重要施策として展開されていることを鑑み、学校給食費に対する何らかの国庫負担金の創設が見込まれていることで、9月分からの小中学校の学校給食完全無償化を行うことといたしました。

この完全無償化政策での狙いとして、一つは子育て世帯の負担の軽減による、より充実した子育て環境の整備です。2つ目は、給食費徴収の事務負担軽減による行政の効率化です。この2つの施策により、生まれた余力は教育や福祉などの分野で、より充実したサービスを展開する原動力となるものと考えております。

給食費の無償化は、単なる経済的支援にとどまらず、子供たちの健康的な成長と食育を支援し、給食を楽しめる環境を整えることで、教育の機会均等にも寄与します。子供たちの健やかな成長は、町の未来そのものであります。給食費無償化を通じて、保護者が安心して子育てできるまちづくりを目指します。ただし、この政策を実現するために、年間およそ3,300万円ほどの予算確保が必要となりますが、行財政改革をさらに進め、効率的な行政運営を行い、財政の健全化を図りながら、持続可能な町政運営を目指してまいります。

次に、町有財産の管理についてでございますが、地方自治法第149条第6号の規定により、財産の管理は地方公共団体の長の担回事務とされております。本町の場合、白子町財務規則に財産の具体的な管理方法などが定められておりますが、いずれの場合も長の決裁を必要と

しております。土地、建物の使用許可や貸付けなどはもちろんですが、不要となった財産の処分に関しても、長の決裁が必要であります。

一連の管理を行っていく上で、財産を所管する各課長など、職員の支援が必要となりますが、常に報告、連絡、相談を密にすることで、適正な管理に努めているところであります。地域住民の指摘により、不適切な財産管理が行われた事例も確認されておりますので、財産台帳と現地の確認作業を行うなど、法令に基づいた適正な財産の管理徹底に努めてまいります。

その財産の管理についての善管注意義務についてでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、地方自治法第149条第6号の規定により、財産の管理は地方公共団体の長に属しており、白子町財務規則により、具体的な管理方法が規定されております。町の財産は、地域住民全体の福祉向上、地域の振興発展に利活用される重要な資産であり、既に良好な状態を維持するよう努めるとともに、その所有の目的に応じて、適正、公平に運用しなければならないということは言うまでもありません。

財産の管理に従事する職員は、法令等に基づいた適法、適正な事務処理を行わなければなりませんので、必要な研修を行うなど、全庁的にコンプライアンスの意識の向上を図りながら、公有財産の適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは再質問いたしますが、地震があったようですけれども、大丈夫でしょうか。

それでは、1項目の1点目ですけれども、白子藝術祭は、いろいろSNS等で拝見させていただきましたら、県下を6つに分けて、それぞれその地域別に行われた藝術祭ということで、百年後の藝術祭と名乗っているところもあるし、本町みたいに白子藝術祭と名乗っているところもあるというふうに理解いたしました。

打合せをしていく中で、私自身も気がついたんですが、これは本町が手を挙げたものではなくて、県が本町に委託をしてきたような事情もあるようですが、まずはその辺の事情をお聞かせいただくと、本町はこの藝術祭の開催に当たり、実行委員会形式で臨まれました。この実行委員は、どなただったのかということと、それから会議開催の状況もお伺いします。

それから、実際に運営については、東京の法人に委託をされたように見受けられますけれども、これらの実際の運営の委託先というんですか、これらについても教えていただければ

というふうに思います。

それから、小規模の開催だったということで、チケットが実際には販売完了というふうに出てきますけれども、何枚のチケットが販売をされて、町民の方々のどの程度まで、これが周知されたのかというふうなこともお聞きします。

さらには、まだ図録と言われるものが販売が完了しておりませんので、これらの図録の状況もお伺いします。

さらに、総事業費で1,000万を超えるというふうにお聞きをしておりますけれども、この1,000万の事業費の収入状況、支出状況、まだ事業が完了しておりませんので、種々の報告はできないというふうに思いますけれども、これらの状況についても伺います。

さらに、これからの取組、今おっしゃいましたけれども、県との連携を図りながらというふうにおっしゃいましたので、どのような連携を図って、どのような形で実際にこの成果を後世に残していくのかということも併せて伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 大多和議員の再質問にお答えいたします。

まず、初めにこの藝術祭の経緯でございますけれども、12月の議会の中で、町長の行政報告の中でも述べさせていただきましたけれども、この千葉県誕生150周年記念事業の総合プロデューサーである小林武史氏と県の特別秘書官が、町長のところに訪問されまして、この千葉県の中で山武市、東金市、白子町等の九十九里地域でゆかりのある芸術家を起用したイベントを実施したいということから、町のほうはこれについて検討して、これを受け入れたというところが経緯でございます。

この実行委員会のメンバーでございますけれども、町長を委員長としまして、委員としましては、教育長、それから役場の管理職、それからこの「シラコノイエ」の所有者であります大田氏、松田氏、それから会計監査ということで、この事業に関係のない町民の方を1名入れております。そして、オブザーバーとして県の職員を2名入っております。

それから、この委託先の選定でございますけれども、この事業につきましては、この事業内容からして、この「シラコノイエ」で、このゆかりのある芸術家を起用するということで、大田由香梨氏を起用したイベントということが決まっております。この「シラコノイエ」を所有している大田由香梨氏が取締役となっている株式会社スリーピングトーキョーが選定されたという経緯でございます。

それから、当日の参加者でございますけれども、4月21日から4月29日まで、最初はメディアのツアー、それから近隣首長、町会議員の皆様、それから町民開放日、それから4月27日から29日が有料ということで、募集をかけたところでございますけれども、総数としては150名ということになっております。

それから、事業費が約1,000万円の収支でございますが、まだちょっと締め切ってございませんが、ざっくりとした収支で申し上げますと、収入につきましては、町負担が約100万から150万ぐらいになるだろうと。それから、県の補助金が約450万程度、それから協賛金として400万が諸収入として入ります。合わせて約1,000万程度でございます。これについての事業費が、このスリーピングトーキョーとの契約ということで約1,000万が業務委託費となっております。

それから、図録の状況ですけれども、大変申し訳ありませんが、手持ちに資料がございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

実行委員会の構成メンバーは分かりました。大体7、8人程度というふうにお伺いしていますが、今聞いた中でのこの会議の開催状況が答弁漏れしておりますので、実行委員会は実際に何回開かれて、このような形として要は開かれたのかということ。この中に、実際に大田氏も、その実行委員として入っているのと、自分の家を使うのと、自分の会社を使うというようなやり方で来ていますけれども、これは当然、県の主導だというふうに私は思っているんです。

県のほうで実際に委託した以上、こういうような方法でというふうなことが、やっぱり通常理念であり得るなというふうに、決して本町だけが独自でこうやって選んでいった運営方法ではないというふうに理解をしていますので、この辺の絡み等を実際に県のほうで主導して、こういうような形が取れるのかというのを、ここでもう一回お聞きをしたいというふうに思います。

さらに、事業完了が終了はしておりませんが、仮払い金として約600万円実行委員会のほうから、こちらの会社に振り込まれているような状況もありますので、この辺については、事業終了後じゃないのかなという気もするんですけれども、この辺の取扱い等についてもお伺いをしたいと思います。

さらに、これは提案型ですけれども、町長がおっしゃったように、本町の文化の振興をさらにつなげていく一つの大きな藝術祭でしたので、提案として、この「シラコノイエ」を、もしできれば活用させて、個人の所有ですので、いろいろな問題はあろうかと思いますが、本町が持っている歴史民俗資料室と連携を図りながら、あそこでこういう常設展、あるいは特別展などの開催を持ちかけてみたらいかがかなというふうにも思うんですけれども、この辺は私の考えとしてお伝えして、これについての考え方も含めて3回目ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 再質問にお答えします。

まず、実行委員会の回数ですけれども1回行いました。これにつきましては、イベントの内容というのが大体決まっております、当日どう進めるのか。そして、役割をどうするのかという確認作業的な実行委員会だったというふうに聞いております。

それから、実際の金銭の実績報告については、もう少し時間がかかりますので、なかなか明確に答弁はできませんが、いずれにしても実績を上げていただいた上で、県の補助金、あるいは町の補助金というのが確定されていくというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 将来的に、やはりこの「シラコノイエ」自体は、白子の中でも相当ないわゆる文化遺産だというふうに私自身は思っておりますし、これをやはりそういう形で、あそこを買った方が、そういう形で今後、活用しようという考えが結構強いわけでございます。ですから、そういう何とか展とか、そういう形で白子町の持っているそういういろいろなものを、あそこで展示するとか、そういう形のものも結構いいんじゃないかというふうには思います。

ただ、本当にあれをどうのこうの、一般の人であれば、文化財という形で結局、規制は相当されるんでしょうけれども、あそこを商売に使おうとか、そういう考えじゃなくて、あれを残して、やはり白子町の文化を結構進めていこうという考えの強い人でございますので、そういう方法では、当然考えているんじゃないかというふうに思っております。だから、町とすれば、展示会とかそういう形をあの場所を使つての形は、もしできるのであればやっていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

その会場自体の立地は考慮されて、時間制体験型少人数というふうになりましたけれども、幸いにも本町の方々も、ある程度訪れてくれていますので、いい波及効果が現れたのではないかなというふうに思っています。お願いしたいのは、しっかりとした収支報告書ができましたらば、ご提示をよろしく願いいたします。

それでは、次ですけれども、学校給食の無償化ですけれども、実は自民党の総裁候補であります茂木敏充代議士は、この公約の中で学校給食費の無償化は国が責任を持って行うべきものであるというふうに述べています。義務教育の基本理念は、全国どこでも同じ環境の下、教育が受けられることが大原則になります。郡内の一宮町の馬淵町長は、これについて現状では財源の確保を大きな課題としている。しかしながら、任期中には取り組んでみたいというようなお話が出ています。また、隣の長生村の小高村長も、同じようなことを述べています。

もう一度お聞きしますが、本町のこの3,300万とおっしゃった財源の確保の根拠ですけれども、単に行財政改革をさらに進めるというようなところでは、なかなかこの3,300万の根拠が示せないなというふうに私は感じるんですけれども、これについてのことをもう一回伺いをしたいと思います。

あるいは、私はふるさと応援基金をこの原資に充てたりするのかなというふうに思っていたんですけれども、あくまでも本町が行財政改革を進めることで、これを捻出するというふうにおっしゃっていますので、これについて再度お聞きをし、私が最初に聞いた質問の中で、庁議、要は庁舎の庁の議ですよね。これが、よく国、県、市では、この庁議というものがあるんですけれども、本町にも、この庁議があって、この庁議の中で僅か2か月の間で、これが決定されたものなのかということをお聞きをします。

そうでなければ、突然これは6月に町長がやりますというふうに言ったものですから、やることで、これから例えば給食の運営委員会や、あるいはそういう関係機関と協議をして検討していきますなら分かったんですけれども、いきなり断言をいたしましたので、これについてはちょっとびっくりしまして、この決定権というのはどこにあるかというふうに考えていたんですけれども、ある程度、県や市なんかで使う庁議を利用されたのかなというふうなことも感じましたので、もしもそういうことの中で議論がされたのであれば、それはそれで当然のことです。ありますので、これについてももう一回伺います。

それから、市川議員もおっしゃっていたんですけれども、これまでの取組の中で、公会計にするのに、かなり時間と手間とをかけて行われてきて、やっと整った形になりますけれども、この話がもっと早く4月当初に、あるいはそれ以前からやろうというふうになったのであれば、こういうようなある意味、手間が省けたのではないかというような気もいたしますので、この辺の考え方について再度お伺いします。

それから、町長がおっしゃっていたように、私もある意味、同調するんですけれども、やはり子育て支援策をいろいろな形で取り組まれますけれども、全て例えば無料、無償、これが本当に子育て支援なのかなというふうなことも、実は心の中にありまして、町長がおっしゃっていた自分で食べるべきもの、自己責任ですべきものは、やっぱりそうしたほうがいいと、こういうすみ分けをなさっておっしゃっていたのかなというふうに思っていましたので、この方針を転換されている理由等についてお聞きできませんでしたので、併せてこれもお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） この問題は、先ほども申し上げましたように、いわゆる私自身は、この岸田内閣の段階で、恐らくこれはある程度の期間、例えば間違いなく国が全面的に学校の給食費は無償化するんじゃないかという考えもありました。

ただ、ここへ来ていろいろなその進捗を見てきました段階で、結構これはすぐ今年いかなとか、来年いかなという感覚が相当ありましたので、そういう意味で、やはりできれば白子町もやってしまいたい。先ほども申し上げましたように、長生村も給食センターが出来上がった時点では、間違いなくこの無償化するということでありまして、一宮町もやるということでもあります。

ですから、そういう面では、やはり当然、白子町もやっていかなきゃいけないという感覚が相当ありまして、とにかく国の施策事情で若干遅れたのは、やはり大きな要因になったのと、もう一つやはり諸経費の削減も相当効いております。正直言いまして、入札の関係とか、それから委託料の関係、こういうものも大分削減されまして、令和5年度だけでも、この効果というのは1億5,000万ぐらいあったわけでございます。

そういう経費の削減をしても、やはり子育ての部分、教育費のほうにできるだけ集中して投資したいというのが私の考えで、いずれにしても投資しなければ成長がないわけなんです。経済も何でもそうなんですけれども、その中でやっぱり子供に対する投資というのが、一番効率のいい投資だというふうに思っておりますので、子ども・子育て最優先で物事をやっぱ

り考えた中で、そういう形で決まって、そういう形で決定しました。

それから、庁議というのは、私自身も結局、今までかつては、そんなことを申し上げるのは非常にあれなんですけれども、一人で決めていろいろやってきたので、いろいろな問題もいっぱい発生していたわけなんです。私の前の首長さんがやっていたのが、そういうのがいっぱいあったんです。

私は、少なくともやはり例えば町の職員も入れて、副町長、それから教育長も含めて、それから主要な課長を全部入れて、庁議という形で、やはり合議制でいろいろなことも、重要なことは決めていこうという私の考えがありましたので、庁議制度というものをつくったわけです。その中で、やはりこの学校の給食の無償化のことも進めたわけでございますので、そういう形で、別に私自身は自己負担はすべきだとか、そういう考えもありますけれども、ただ今この日本でいわゆる子育てに関して動いてきている皆さんの今のトレンドというものは、やはり無償化だというふうな形に私自身は思っておりますので、そういう面で、そういう形で進めたわけでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

一つのトレンドの中で、こういう物事を進めていくのは、これはこれで確かな方法だというふうには思っております。

ちょっとしかしながらと思うのは、この庁議をやっていた中で、町長、教育長、担当いわゆる総務、企画財政、こういうようなメンバーになるんですけれども、ここに実は給食センターの所長等が入っていなかったんではないか。あるいは、給食運営委員の長が入っていなかったのではないかというふうな気もいたします。

というのは、6月の報告の時点で、隣の欠席されておりますけれども、市川隆子議員も唐突な話でびっくりしておりましたし、庁議はいいんですけれども、こういうものを進める場合には、やっぱりその関係をする方々を巻き込むのが通例、通常だというふうに思いますので、あくまでも固定メンバープラスその所管をする課長さんたちを、その時々に入れて庁議を開催していく。これが、一般公開されるというのが常でありますので、この辺をお願いしたいなというふうに改めて思うところであります。

それから、6月の答弁でもう一つ気になったのが、総務課長にお聞きをしますけれども、実は県内完全無償化をしているところは、ご承知のとおり15市町村であります。この取組

について、無償化に取り組んだ勝ち組と、取り組まなかった負け組にはなりたくないというふうな、要は答弁をなさっているんです。この判断基準は、私は揚げ足を取るわけではないんですけれども、これはどうかなと。

例えば、全国の自治体の中で、取り組みたいけれども財政状況が許さないというようなところも多々あるはずなんです。これが全部、財政事情が許せば、全国の自治体で全て取り組むだろうし、あるいは国が許せば、全部国が実際にやるべきものだというふうに思いますので、そういう基準での判断は、私はいかがなものかなというふうな思いがいたしましたので、ちょっとそこについて3回目にお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

6月の議会の給食費のご説明をした際、大多和正之議員からいろいろご質問が出て、その際に、私はそのようにお答えしたと記憶しております。近隣市町村は、やはり人口減少社会の中で、人流を起こして選ばれるまちにならなきゃいけないというのが、一つ大きな課題になっております。

今それこそ自民党総裁選挙でもやっていますけれども、石破さんなんかは、とにかく地方が頑張れみたいな話になっておりまして、我々としては、やはり山の手のまちが進めていく、海岸の中でも、一宮さんのいわゆるオリンピックのレガシーとか、長生村では、また給食センターを新しく造ったりとか、こういったいろいろな施策展開をする中で、やはり選ばれるまちとして、白子町は存続させたいというように考えて、そういった発言をしたところでございます。

その上で、先ほど秀一議員自体がおっしゃっていましたが、我々は国の動向を恐らく国庫負担制度ができるであろうということで、少し先行するつもりもあって、こういった方向にかじを切ったわけですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、一部の自民党総裁候補がそれぞれ口にし出したということは、私は少し背景が整ってきたのかなとこのように考えております。

令和7年度の概算要求を見ると、文部科学省は6,000億円の増額要望を出しております。5月31日にこども家庭庁が出したこども実行計画の中では、こども未来戦略よりもちょっと踏み込んでしまして、完全に無償化という言葉が使われております。

その上で、6月に文部科学省は給食費無償化に関わる全国調査を始めて行いました。この中で、全国で使われているのが四千数百億円だということで、初めて数字が公表されたわけ

でございます。恐らくこういったものの2分の1とかそういったところをベースにして、やってくるんであらうと思いますけれども、そういった見込みを考えた上で、そういった発言をし、白子町がやはり地域の中での位置を保ちたいと、子育てに力を入れているということは、しっかりアピールしたいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ただいま13番大多和秀一君の一般質問の途中ですが、昼食のためここで休憩いたします。

再開は1時10分いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番大多和秀一君の一般質問を続けます。残り時間は20分です。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 2項目に入りますが、町の所有する財産管理についてお伺いいたします。

町長の答弁で、納得、理解はできましたので、もう一回、確認だけをさせていただきますけれども、各課との連携を図りながら台帳を確認しているというふうなご答弁でありました。

したがって、現況は問題が生じていないと判断をしてよろしいでしょうか。質問いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 大多和議員の質問にお答えさせていただきます。

財産については、様々な台帳といったものがあって、定時的な報告をいただいております上で確認をしております。現在については、全て問題なしということではなく、大多和議員自体が監査委員としてご存じだと思いますけれども、1件町有地の占用について、具体的な事案といたしまして、不適切なものが1つありますので、そこについてはご指摘をさせていただきます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。いずれにしても、最終責任というのは町の管理者の町長になりますので、適切な管理をよろしくお願い申し上げたいと思います。

これに併せて行っている、要はこれは義務ですけれども、善管注意義務に関して、実際にこれだけの多岐にわたるものですので、町長自体も、例えばあそこの道路に穴が空いていること自体を把握できないことも、当たり前だというふうに思うんです。そういういろいろな問題を最終的に突き詰められたときに、要は結果的には、その最終責任を担う町長の注意義務違反というふうになってきてしまうんです。

だから、この辺を防ぐためにどんな施策があるのかというふうに、実際に考えてみたんですけれども、やはり一人の人間が担う義務というのは限りがあるというふうに思いますので、それぞれ各所管の課にその義務を分散化することも必要なかなというふうに思っています。最終的に担うのは町長ですけれども、その義務の分散化について考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁したように、149条、それからその前に147条と148条というのが自治法にあります。この中で、定められているものを全てこれを長の責任権限というふうにされて、法律上なっておる関係上、なかなかその管理権限を例えば私が受け取って、私の責任でやるというのは、なかなか難しさはあります。これは、法の定義がございますので。

ただその中で、先ほど町長の答弁の中でも申しましたけれども、財務規則というのがございまして、その中で一定の手續のやり方については定めてございます。これは、財務規則の基も自治法の238条というところに決まりがあるんですけれども、それに基づいて行政財産、普通財産それぞれ所管する課長が、手續上のツールとしていろいろな書類なんかを調製して、その決裁、決定を町長に仰ぐというようなことになっております。

ですので、議員がおっしゃるように、町長が町有地を全部回ってあるくということは、物理的には不可能でありますので、そこは所管課長が、所属職員をうまく活用しながら、管理をしていくというのがもっともなご指摘だと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、そのようなことで進めていただくようによろしく願いし、最後に町長に1点お聞きをしたい点があります。

善管注意義務を担うものとして、一番最初の質問に戻りますけれども、白子藝術祭の会場

地となった「シラコノイエ」、実際に会場として使われましたので、その町有財産を管理するものの立場で、あの周辺の道路を見たときに、どうやってお感じになりましたか。

あの道路から張り出す多くの樹木が、管理を担うものにとって、どうやって映ったのか。また、その会場地に来場した方が、やはりどのように感じたのかというちょっとその思いがありましたので、その地域の住民の方から、ある部分、いろいろなところで苦情等も出されているような気もいたします。その町有財産の管理を担う義務を請け負う町長として、その会場地を実際に使用したわけですから、このことについての所感をお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和家の周りのいわゆる山林というか、あの周りの屋敷が結構かぶっているということですか。私自身は、今所有している大多和さんという人は、結構例えば竹林なんかも相当伐採して、結構きれいにしていると思うんですけども、あの辺は今はそういう形でいろいろ管理していくんじゃないかというふうに私は思っています。

ですから、一般論として、やはりその所有者が、道路にかぶっていれば、ある面では所有者がそこをある程度きれいにするというのは当然だと思うんですけども、それができない部分があるのであれば、町がまた介入するという部分も相当あると思います。いずれにしても、あそこに関しては、現在の感覚では、別にそんなにひどい状態だというふうに私自身は思っていないです。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、もしできればもう一回あの周辺を車で歩いていただければというふうに思います。この判断は、それぞれ違うと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に、2つにわたった質問でありましたけれども、要望として、まずは施策の推進に当たっては、より理解を深めるために、議会への説明の機会の増加を求めます。

次に、財産管理については、条例規則を確認しながら適正管理が進められることを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い一般質問を3点行います。

今9月議会の最後、4番目になりますので、皆さんよろしくお願いいたします。

まず、1点目、ごみステーションの運用について伺います。

令和5年の第4回定例議会でも、ごみステーションの設置基準に関する質問をいたしました。その答弁の中で、町長は、どこでも捨てられるという町の中に大きいごみステーションを造れということですね。これは検討すればいいと思うんですが、例えば役場庁舎内にそういうものを造ると、やはりごみが散乱する可能性がありますので、検討しながら進めたいと思いますと答弁されました。現在の進捗状況を伺います。

また、その際にホームページなどに、ごみステーションのマップの掲載をお願いしましたが、ホームページへの掲載には、問題点もあるのでしょうか。令和6年も9月になりましたので、こちらの現在の進捗状況を伺います。

次に、2点目の有害鳥獣の被害防止対策について伺います。

有害鳥獣による被害は、農業者にとっては経済的損失だけではなく、営農意欲の減退により、耕作放棄地、離職などにつながると、被害以上の影響があります。白子町では、以前からハクビシン、アライグマ、カラスなどの有害鳥獣対策を猟友会、各農家さん、町民の方々と対策を行い、小動物用の箱わななどは100基ほどあるようですが、白子町でも8月末頃からイノシシが目撃され、安心・安全のまちづくりの面も重要な課題であります。大型動物用の箱わなが白子町には1基しかないとのことでした。イノシシの目撃情報も、最近多くなっていることから、大型動物用の箱わなを増やす考えがあるか伺います。

また、イノシシによる農作物への被害も発生していると耳にしました。令和5年度に作成された白子町鳥獣被害防止計画では、被害報告を受けてから潜入防止柵などを整備するとありますが、現状を踏まえると、手遅れになる前に検討が必要なのではないでしょうか。そのため防止柵への補助などの考えが、町のほうにあるかどうか伺います。

次に、町政報告会について伺います。

先月の25日、町政報告会が、定員30名のところ関ふれあいセンターで10名、白濁ふれあいセンターで13名、南白亀ふれあいセンターで15名、住民の皆様が身近に町政の関心を深めたいと、皆さんが参加されてくれました。同時に、町長が町民への説明責任を果たし、町民ニ

ーズを各種施策に反映させることは、目的として実施されたと思います。

せっかくの機会であります。町長が感じたことを関連ホームページで公表しているものと思いましたが、ホームページでは公表されていませんでした。このタイミングでの町政報告会を実施に至った理由と、町長が現地で感じた手応えを伺いたいと思います。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、ごみステーションの運用についてでございますが、令和５年第４回定例会での一般質問で答弁したその後の状況ですが、まず公共施設等にごみステーションを設置し、誰もが自由に使えるようにする事案については、その設置について協議、検討しましたが、前回の答弁でも懸念していた管理の問題が難しいのが現状でございます。分別等のルールが守られない状況が多く、結果として不法投棄につながります。長生郡市内で長生村だけが役場庁舎内に設置しているようですが、ごみ処理の対応に苦慮しているところでございます。

また、ごみステーションの設置場所の周知ということでございますが、町ホームページでの検索でできるよう、現在、作成中であり、年度内には完成するとの報告を受けております。

それから、有害鳥獣についてでございます。

有害鳥獣の被害防止対策については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、白子町鳥獣被害防止計画を作成し、千葉県知事の許可を得て防止対策を実施しております。現在、イノシシの対策については、長生郡市猟友会と委託契約を締結し、目撃情報があつた地域には箱わなの設置を行い対応しております。

また、タヌキやアライグマ等については、各家庭の箱わなの貸出しをしているところでございまして、最近、白子中学校の周りに出たということでございましたので、これは箱わなが今は１個しかないのです、これは早急に対処したいというふうには、私自身も思っております。

次に、町政報告会についてのご質問でございます。

令和５年３月１６日にまちづくり基本条例を策定しました。条例第１２条の町の責務において、町が行っている政策事業の過程や成果について、町民に情報提供することになっております。そこで、町民の皆さんに施策や事業の成果について報告するとともに、町民の皆さんとの対話を通じ、町民の声の届く行政を推進するため、８月２５日、関、白潟、南白亀、３地区のふ

れあいセンターで行政報告会を開催しました。

参加者は、関ふれあいセンターが10名、白潟ふれあいセンターが13名、南白亀ふれあいセンターが15名でした。参加者は少なかったのですが、好評でありました。多くのご質問やご意見もいただきました。ご質問等につきましては、取りまとめて近々ホームページに掲載する予定でございます。

それから、条例制定後、初めての試みでありまして、町においても、このような住民と顔を合わせて報告会を過去に開催した事例もありません。今後も、年に1回程度開催し、町民の方々との活発な意見交換を通じ、まちづくり条例の目的である協働のまちづくりを推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再質問いたします。

まず、ごみステーションについてですが、先ほど町長の答弁だと、この庁舎内には、そのようなものは造らないというような回答でしたが、隣の長生郡では、長生村しかやってないというお話でしたが、長生村は庁舎の前に、とても大きなごみステーションを造って、住民の方は大変便利だと、長生村の方はお話ししていました。

白子町でも、本当にごみをどこに出したらいいとか、悩んでいる人が本当にたくさんいるんです。そのような方に対して、今後どのような方法で住民サービスを提供していくか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） お答えいたします。

ごみステーションの分かりやすさということなんですけれども、現在、ホームページで町内320近いごみステーションの場所の確認作業を全て実施いたしました。その場所を地図に落とし込む作業をやりまして、自分の住所を入力すると、最も近いごみステーションが地図上に出るというような仕組みを今つくってございまして、進捗状況にして、やや95%くらい進んでおります。ごみステーションによっても、燃えるごみ、燃えないごみ、様々ありますので、その辺の種類の作成も含めてやっているところです。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 前回のごみステーションの運用についての質問で、前環境課長か

らは、環境課のほうに相談いただければ収集に伺うとの答弁もありましたが、ごみステーションに関する問題は、ごみの不適切管理による悪臭、ルール無視の不法投棄やリサイクル困難など、自治会未加入の利用問題など、多くの問題を耳にします。自治会に委ねているごみステーション管理そのものを検討してみてはどうか。その辺の考えを町長に伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） これは、非常に難しい問題だと思いますけれども、全面的に町がやるという形になっちゃうと、やはりいろんな面で労力的にも大変なあれになると思いますので、これは今までどおり、そういう形でやっぱりごみステーションを各地域に造って、それで三百何か所収集しているという体制は、今後も続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それで、最後は要望になりますが、ごみの管理においては、自治会の苦労も相当あり、それを支援することも必要だと感じていますので、持続可能な社会に向け、地域の実情を捉え、よりよい対策を講じていただけるようお願いいたします。

次に、有害鳥獣防止対策について伺います。

鳥獣被害防止計画では、海岸部に面した白子町において、近年のイノシシ被害は報告されていませんが、実際にイノシシが出現するため、身近に迫っているキョンの脅威も考慮し、今後ますます繁殖力の高い有害鳥獣の増加とともに、発生する被害が増えてくると思います。

千葉県では、平成30年から令和4年において、野生鳥獣による農作物被害状況を公表しており、被害額は減少傾向にあります。イノシシによる被害が圧倒的に多いため、1頭見つければ早急な対策が必要となります。

鳥獣防止計画の中で、対象鳥獣の捕獲計画において、イノシシ、キョンの捕獲は、それぞれ年間5頭としており、年間において有害であると認識する頭数が5頭でしかないとの認識なのか、その点の根拠をお願いいたします。ただ、有害鳥獣といえども生態系の破壊なども、生物多様性の観点から考慮すると思いますが、捕獲計画の対象数を超えて捕獲することは可能なのか、認識を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） お答えいたします。

白子町鳥獣被害防止計画の中に、対象鳥獣については8種類、今言われたイノシシ等の捕獲頭数も数字は記載されております。これにつきましては、過去の実績を基に数字を若干ブ

ラスアルファをして出しております。

例えば、イノシシに関していいますと、令和に入ってから捕獲頭数は、この6年間で2頭になっております。その辺も含めまして、その5が正しいかどうかちょっと分からないんですけども、プラスアルファということで、5頭の基準ということで設けてあります。

これが、もしも5頭を超えるような状況があつてはならないと思うんですけども、なった場合については、捕獲をまず優先していいと、その後に計画の修正をするということで、千葉県の方から許可を得ております。対象鳥獣につきましても、現在8種類なんですけど、こちらにつきましても、新しい鳥獣等が白子に出てきた場合は、計画のほうを修正して遂行するということで話ができておりますので、お答えいたします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、要望になりますが、イノシシは1歳で繁殖能力を持ち、時期によれば、複数頭数生まれる繁殖力の高さを加味し、実績がない中でリスクを考え危機管理でもあり、直面する問題に柔軟かつスムーズに対応することも必要です。有害鳥獣計画の実績についても、ホームページでの公表でありますけど、単年度の実施分の結果のみであり、近年の比較対象すら公表されておきませんので、実際に身近に迫っている脅威として、より一層の有害鳥獣被害対策を推進していただくようお願いいたします。

次に、町政報告会について伺います。

石井和芳12のマニフェスト。1、教育改革を実施。2、保育園、学校再編を検討する町民会議の設置。3、都市計画の見直しを図ります。4、農業の規模拡大を目指します。5、各種中小企業がもっと活発に活動できる町に。6、新しい視点の観光発案。7、施設の整備を。観光施設の再生を促進。8、医療と福祉の充実を。9、高齢者にやさしい環境づくり。10、白子町の自治基本条例の制定をします。11、役場の行政組織の機構改革を。12、よりよい効果的な白子町のブランディングを実施。

前回の議会で、大塚議員の一般質問で、自己採点は非常に難しいところがあります。少なくとも私がやってきたということに関しては、及第点をクリアしているものと思っております。点数は、はっきり言って及第点ということでご了承くださいと答弁していますが、選挙時に掲げた12のマニフェストは、現在のところ未達成だと思います。任期も1年を切りましたので、今後の行政運営をどのように考えているか、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私の掲げた12のマニフェストは、これはマニフェストを上げたからすぐ4年間で完結するというものではありません。あくまでも目標でありまして、できるだけこれを達成しようという努力をして、いかに近づけるかということが、本来の形だというふうに私は思っております。

その中で、まるっきり手がついてないものはほとんどないわけでございまして、それを一つ一つやることです。例えば、いわゆるコンパクトシティとか、そういうものをやろうとしても、結局、その前に総合計画とか都市マスタープランとか、そういうプランニングとかいうものも、事前にやらなければ進まないわけです。ですから、そういうものも全部進めながら今までやってきたわけでございまして、結構、進捗はしているというふうに思っております。

これは、4年間で全部できるような計算で、物事を最初から提案したわけではございませんから、別にそういうことで、それなりに私自身は進めてきているというふうに、自分自身では認識しております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、町政報告会について再々質問いたします。

この報告会終了後には、参加者皆様へのアンケートなどを実施したのでしょうか。報告会といえ、一方的に伝えるのではなく、初めて開催したものですから、情報収集による未来への分析も必要になるのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、大金をつぎ込んできたDMO、白子荘、アクア健康センター付近、使用中の国民体育館、保育園、小学校統合の課題が山積していますが、2期目の4年間で山積している課題解決に向けて取り組む考えが町長にあるか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 当然、そういうつもりではおります。やはり自分が言ったことですから、それで進めたいというふうに思います。2期目がどうのこうのということは、まだ正式には申し上げませんが、いずれにしてもそういう方向で進めていることは、仮に4年終わっても、途中経過という形にはなるかと思えますけれども、いずれにしてもそういうことをやれば、町民の幸せになるというふうに私は思っておりますので、そういう形で。

ですから、例えば今、学校の統合とか、そういうこともありましたんですけれども、やはりそういう形でも、議会のほうでも、やっぱりそういうご認識をよくいただいて、やはりそ

という協力体制も取っていただかないと、なかなか進むものじゃないというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、最後に要望になりますが、町民の皆様も、任期が残り1年を切っている中で、今の町長はもう一期やるのかいと、よく私も非常によく聞かれます。その辺で町民の不安もいろいろあると思いますので、一日も早く次をどうするか、皆さんに発信してください。

そして、先ほど町長も言いましたが、学校統合などで議会の認識もどうのこうのとお話がありました。もうちょっと議会と対話を持つような町長に、これからなっていただきたいと思いますので、以上要望して一般質問を終わりにいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

◎認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、日程第7、認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてないし日程第12、認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、今議会に提案しました各議案について説明いたします。

認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額54億6,230万8,087円、歳出総額51億9,772万9,424円、繰り越すべき財源3,848万8,000円、実質収支額2億2,609万663円となりました。

認定第2号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額16億2,725万511円、歳出総額15億570万8,179円、実質収支額1億2,154万2,332円となりました。

認定第3号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入

総額 1 億7,834万1,492円、歳出総額 1 億7,744万9,474円、実質収支額89万2,018円となりました。

認定第 4 号 令和 5 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額14億3,043万4,477円、歳出総額13億5,274万7,296円、実質収支額7,768万7,181円となりました。

認定第 5 号 令和 5 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額 1 億940万6,944円、歳出総額 1 億940万6,944円、実質収支額ゼロ円です。

以上 5 会計につきましては、会計課長から内容説明をいたします。

認定第 6 号 令和 5 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について、これは、ガス事業所長から内容説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

認定第 1 号ないし認定第 5 号の内容説明について。

会計課長、三橋久美子君。

○会計管理者（三橋久美子君） 認定第 1 号 令和 5 年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の 1 ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額54億6,230万8,087円、歳出総額51億9,772万9,424円、前年度と比較しますと、歳入では6,543万1,532円、1.2ポイントの増、歳出では 1 億3,235万8,707円、2.6ポイントの増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は 2 億6,457万8,663円で、このうち翌年度への繰越し事業で繰越明許費繰越額が 9 事業で3,206万2,000円及び事故繰越繰越額が 1 事業で642万6,000円、合わせた額3,848万8,000円を控除した実質収支額は 2 億2,609万663円となりました。

それでは、歳入から主な内容を款ごとの収入済額によりご説明いたします。

決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。

1 款町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税など 6 税合わせまして13億9,629万3,029円、前年度に比べ3,872万9,505円、2.9ポイントの増、歳入総額に占める割合は25.6%となりました。主な要因は、法人町民税、固定資産税及び入湯税の増などによるものです。徴収率については、現年課税分98.24%、前年度に比べ0.26ポイントの増、滞納繰越分28.5%、前年度に比べ5.82ポイントの増となりました。

7 款地方消費税交付金は 2 億3,788万5,000円、前年度に比べ466万円、1.9ポイントの減となりました。

決算書の 4 ページ、5 ページをお開き願います。

11 款地方交付税は17億9,908万6,000円、前年度に比べ813万9,000円、0.5ポイントの増、歳入総額に占める割合は32.9%となりました。

15 款国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金を合わせまして 5 億7,155万8,687 円、前年度に比べ 1 億1,169万2,610円、16.3ポイントの減となりました。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金や電力・ガス・食料品等価格高騰給付金事業費補助金の減などによるものです。

16 款県支出金は、県負担金、県補助金及び委託金を合わせまして 3 億3,131万9,260円、前年度に比べ1,776万4,192円、5.1ポイントの減となりました。主な要因は、地籍調査費補助金等の減によるものです。

18 款寄附金は 2 億5,714万5,142円、前年度に比べ 1 億710万7,642円、71.4ポイントの増となりまして、寄附件数増加によるものです。

19 款繰入金は 1 億3,523万7,168円、前年度に比べ3,797万99円、39ポイントの増となりました。主な要因は、公共施設整備基金繰入金、ふるさとしらこ応援基金繰入金の増などによるものです。

20 款繰越金は 3 億3,150万5,838円、前年度に比べ5,397万9,085円、19.5ポイントの増となりました。主な要因は、繰越明許費、充当繰越金の増によるものです。

決算書の 6 ページ、7 ページをお開き願います。

22 款町債は 1 億1,468万8,000円、前年度に比べ4,181万2,000円、26.7ポイントの減となりました。主な要因は、臨時財政対策債借入額の減などによるものです。

以上、歳入合計としまして、予算現額57億8,485万円に対し、調定額55億7,704万1,061円、収入済額54億6,230万8,087円、不納欠損額は町税758万4,532円、収入未済額は町税、使用料、諸収入及び令和 6 年度への繰越し財源の国庫支出金を合わせ 1 億714万8,442円、調定額に対する収入率は97.94%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を款ごとの支出済額によりご説明いたします。

決算書の 8 ページ、9 ページをお開き願います。

2 款総務費は 9 億7,776万9,394円、前年度に比べ 1 億7,520万7,895円、21.8ポイントの増となりました。主な要因は、ふるさと納税推進事業、休養施設等跡地利用事業及び情報化推

進事業の庁内ネットワーク機器リース料の増などによるものです。

3 款民生費は16億5,103万6,466円、前年度に比べ8,811万7,866円、5.6ポイントの増となりました。主な要因は、自立支援事業の障害者自立支援給付費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業及び児童福祉総務費、子ども・子育て計画策定事業、放課後児童健全育成事業の増などによるものです。

4 款衛生費は5億6,830万7,426円、前年度に比べ5,780万2,829円、9.2ポイントの減となりました。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の委託料や、美しいまちづくり推進事業費の一宮聖苑組合負担金及び健幸ポイント事業の健幸ポイント事業運営委託料の減などによるものです。

5 款農林水産業費は2億3,607万1,752円、前年度に比べ168万4,253円、0.7ポイントの増となりました。主な要因は、農産産地支援事業補助金、新規就農者育成統合対策事業費補助金の増などによるものです。

6 款商工費は1億1,061万2,333円、前年度に比べ2,842万2,444円、20.4ポイントの減となりました。主な要因は、観光費の宿泊施設復興支援事業補助金の減などによるものです。

7 款土木費は2億4,862万816円、前年度に比べ1,804万2,445円、7.8ポイントの増となりました。主な要因は、道路維持補修事業費、道路舗装改良排水整備工事費及び都市計画総務費事業の都市マスタープラン改定業務委託料の増などによるものです。

8 款消防費は2億2,492万3,573円、前年度に比べ7,491万8,961円、25ポイントの減となりました。主な要因は、緊急避難施設整備事業の減によるものです。

決算書の10ページ、11ページをお開き願います。

9 款教育費は3億9,786万8,102円、前年度に比べ229万8,708円、0.6ポイントの増となりました。主な要因は、教育 I C T機器リース料、社会教育費の文化公演会委託料の増などによるものです。

10 款災害復旧費は、台風被害等による道路橋梁災害復旧、老人・児童福祉施設災害復旧及び庁舎施設災害復旧事業によるもので303万3,910円の支出となりました。

以上、歳出合計としまして、予算現額57億8,485万円に対し、支出済額51億9,772万9,424円、翌年度繰越額は、繰越明許費2億7,999万円、不用額は3億713万576円、予算現額に対する執行率は89.85%となりました。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、14ページから177ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第2号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の179ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額16億2,725万511円、歳出総額15億570万8,179円、前年度と比較しますと、歳入では888万9,158円、0.5ポイントの減、歳出では313万4,375円、0.2ポイントの減となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は1億2,154万2,332円となりました。

それでは、歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の180ページ、181ページをお開き願います。

1 款国民健康保険税は2億5,759万7,294円、前年度に比べ1,900万6,798円、6.9ポイントの減となりました。保険税の徴収率につきましては、現年課税分93.89%、前年度に比べ0.54ポイントの増、滞納繰越分20.83%、前年度に比べ1.35ポイントの減となりました。

令和5年度の国民健康保険加入状況は、年平均当たりの世帯数は1,952世帯、被保険者数は2,979人で、前年度に比べ世帯数は87世帯、被保険者数は179人の減となっております、1人当たりの総医療費は37万4,647円、前年度に比べ1万4,701円の増となりました。

4 款県支出金は10億9,548万5,735円、前年度に比べ585万1,444円、0.5ポイントの減となりました。主な要因は、普通交付金の減などによるものです。

6 款繰入金は1億3,847万2,594円、前年度に比べ575万8,545円、4ポイントの減となりました。主な要因は、保険基盤安定繰入金、職員給与費等分繰入金の減などによるものです。

7 款繰越金は1億2,729万7,115円、前年度に比べ2,237万4,170円、21.3ポイントの増となりました。

以上、歳入合計としまして、予算現額17億1,251万4,000円に対し、調定額16億9,632万7,551円、収入済額16億2,725万511円、不納欠損額470万7,850円、収入未済額6,436万9,190円、調定額に対する収入率は95.93%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の182ページ、183ページをお開き願います。

2 款保険給付費は10億7,561万1,465円、前年度に比べ1,250万6,326円、1.1ポイントの減となりました。主な要因は、一般被保険者の療養給付費の減などによるものです。

3 款国民健康保険事業納付金は3億6,506万200円、前年度に比べ1,356万5,529円、3.9ポイントの増となりました。主な要因は、一般被保険者療養給付費や後期高齢者支援金の増な

どによるものです。

5 款保健事業費は2,097万2,263円、前年度に比べ27万3,017円、1.3ポイントの増となりました。主な要因は、人間ドック助成事業補助金や特定健康診断受診率向上事業委託料の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額17億1,251万4,000円に対し、支出済額15億570万8,179円、不用額2億680万5,821円、予算現額に対する執行率は87.92%となりました。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、186ページから207ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第3号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の209ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額1億7,834万1,492円、歳出総額1億7,744万9,474円、前年度と比較しますと、歳入では293万8,056円、1.7ポイントの増、歳出では228万6,656円、1.3ポイントの増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は89万2,018円となりました。

それでは、歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の210ページ、211ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料は1億3,395万4,200円、前年度に比べ103万8,900円、0.8ポイントの増となりました。保険料の徴収率につきましては、現年度分99.8%、前年度に比べ0.38ポイントの増、滞納繰越分22.14%、前年度に比べ12.51ポイントの減となりました。

3 款繰入金は4,342万8,574円、前年度に比べ224万7,363円、5.5ポイントの増となりました。主な要因は、保険基盤安定繰入金の増によるものです。

以上、歳入合計としまして、予算現額1億7,995万2,000円に対し、調定額1億7,950万1,792円、収入済額1億7,834万1,492円、不納欠損額22万2,800円、収入未済額93万7,500円、収入率は99.35%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の212ページ、213ページをお開き願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金を合わせまして、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金1億7,554万6,475円、前年度に比べ230万9,090円、1.3ポイントの増となりました。主な要因は、基盤安定拠出金の

増によるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額 1 億7,995万2,000円に対し、支出済額 1 億7,744万9,474円、不用額250万2,526円、予算現額に対する執行率は98.61%となりました。

歳入歳出事項別明細書につきましては、216ページから223ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第4号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の225ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額14億3,043万4,477円、歳出総額13億5,274万7,296円、前年度と比較しますと、歳入では665万4,955円、0.5ポイントの減、歳出では2,455万9,558円、1.8ポイントの増となりました。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支額は7,768万7,181円となりました。

それでは、歳入から主な内容を収入済額によりご説明いたします。

決算書の226ページ、227ページをお開き願います。

1 款保険料は 2 億8,533万9,940円、前年度に比べ275万円、1 ポイントの減となりました。保険料徴収率については、現年度分98.79%、前年度に比べ0.21ポイントの減、滞納繰越分12.95%、前年度に比べ2.28ポイントの減となりました。

3 款国庫支出金は 3 億105万1,978円、前年度に比べ180万3,632円、0.6ポイントの増となりました。主な要因は、調整交付金、地域支援事業交付金の増などによるものです。

5 款支払基金交付金は 3 億2,952万8,313円、前年度に比べ1,255万1,313円、4 ポイントの増となりました。増加した主な要因は、介護給付費交付金の増などによるものです。

7 款繰入金は 2 億2,823万3,862円、前年度に比べ534万3,144円、2.4ポイントの増となりました。主な要因は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金の増などによるものです。

以上、歳入合計としまして、予算現額14億895万4,000円に対し、調定額14億3,916万7,087円、収入済額14億3,043万4,477円、不納欠損額257万7,990円、収入未済額615万4,620円、調定額に対する収入率は99.4%となりました。

続きまして、歳出の主な内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の228ページ、229ページをお開き願います。

2 款保険給付費は11億9,881万1,078円、前年度に比べ4,208万7,695円、3.6ポイントの増となりました。主な要因は、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護・介護予防サービス

給付費の増などによるものです。

4 款基金積立金は、今後の保険給付費の増加等に対応するための介護給付費準備基金積立金で2,740万円の積立となっております。

5 款地域支援事業費は4,412万9,883円、前年度に比べ850万7,083円、23.9ポイントの増となりました。主な要因は、包括的支援事業費の地域包括支援センター委託料、生活支援体制整備事業の増などによるものです。

以上、歳出合計としまして、予算現額14億895万4,000円に対し、支出済額13億5,274万7,296円、不用額5,620万6,704円、予算現額に対する執行率は96.01%となりました。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、232ページから253ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

続きまして、認定第5号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の255ページをお開き願います。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額同額の1億940万6,944円です。形式収支及び実質収支額は同額のゼロ円です。

それでは、歳入から主なものを収入済額によりご説明いたします。

決算書の256ページ、257ページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料は、クリーンセンター使用料の現年度分と過年度分を合わせまして4,324万4,960円、前年度に比べ91万6,690円、2.2ポイントの増となりました。

3 款繰入金は、一般会計からの繰入金で6,370万9,984円、前年度に比べ398万79円、5.9ポイントの減となりました。

以上、歳入合計としまして、予算現額1億1,089万8,000円に対し、調定額は1億1,161万1,714円、収入済額は1億940万6,944円、調定額に対する収入率は98.02%となりました。

続きまして、歳出の内容を支出済額によりご説明いたします。

決算書の258ページ、259ページをお開き願います。

1 款総務費は、職員人件費やクリーンセンター維持管理費など1億490万3,214円の支出となりました。前年度に比べ785万9,119円、7ポイントの減です。主な要因は、光熱水費の減などによるものです。

4 款災害復旧費は、令和5年台風13号に伴うコミュニティ・プラント施設等の水害応急対応費等であり、450万3,730円の支出となりました。

以上、歳出合計としまして、予算現額 1 億1,089万8,000円に対し、支出済額 1 億940万6,944円、不用額149万1,056円、予算現額に対する執行率は98.66%となりました。

歳入歳出事項別明細書につきましては、262ページから267ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

なお、財産に関する調書につきましては、270ページから274ページまでに記載しておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

これまで認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの内容説明をさせていただきました。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、認定第6号の内容説明について。

ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について内容説明いたします。

それでは、決算内容の概況からご説明いたしますので、決算書の13ページをお開き願います。

1、概況といたしまして、（1）総括事項でございますが、都市ガスの普及状況は令和5年度の供給区域内戸数4,806戸、供給戸数2,868戸、前年度より18戸減少し、普及率59.68%で、ガス販売量は回復基調で推移したものの、人口減少や暖冬の影響により246万6,585立方メートル、前年増減率で3.09%減少いたしました。

経理面につきましては、政府の実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業に参画し、年間を通してガス料金の値引きを反映したためガス料金収入は前年増減率で0.15%減少しましたが、ガス料金の値上げ改定による収益改善効果が現れ、税抜き総収益 2 億6,302万6,701円、前年増減率で14.10%増加いたしました。総費用は 2 億6,180万8,306円で、当年度純利益121万8,395円が生じることとなりました。

今後のガス事業でございますが、引き続きサービスの向上と都市ガスの安定供給に努めるとともに、ガス事業の持続可能な運営に向けて最適化を図り、地域社会の発展に貢献する都市ガス事業者を目指してまいります。

それでは、次に14ページをお開き願います。

(2) 経営指標に関する事項になります。

ページ中段の過去5か年における経営指標の推移からは、令和5年度において経営の安定性を示す経常収支比率は、料金改定に伴い収益が費用を上回り100%を超え101.05%で推移しております。

また、累積欠損金比率においても、5.40%にまで減少し健全な状態に戻りつつあることを示しております。

次に、少し飛びまして19ページをお開き願います。

ガス事業特別会計収益費用明細書になります。

税抜き表示にて前年度との比較となっており、1款ガス事業収益は2億6,302万6,701円、1項製品売上、1目ガス売上より2億114万7,454円で、比較増減30万5,140円減少いたしました。

2項営業雑収益822万5,023円は、お客様の資産となる宅内管の101件分の工事代として、1目受注工事収益、及び22件分の内管修理代とする2目その他営業雑収益に伴う収入でございます。

3項営業外収益では5,363万3,224円で、比較増減3,089万2,478円。増加した主な要因でございますが、2目補助金収入より全額が激変緩和対策事業に伴うガス料金の値引き原資とする国庫補助金でございます。

また、4項特別利益、2目過年度損益修正益では、令和4年度において過剰に費用化した賞与引当金の戻入額が2万1,000円生じました。

次に、20ページをお開き願います。

1款ガス事業費用は2億6,180万8,306円でございます。1項売上原価、1目ガス売上原価は9,747万1,290円で、販売量は減少したものの物価の上昇と同様に原料ガス価格も影響を受け、比較増減249万3,398円増加いたしました。

2項供給販売費1億2,762万7,491円からは、経営改善に向け建設改良事業を抑制した効果及び繰越し事業が生じたことから、23目減価償却費において比較増減で611万5,901円減少した影響が大きく作用しております。

21ページの3項一般管理費2,357万8,118円では、経営改善に向けた人員削減による人件費等の影響により、比較増減596万2,570円減少いたしました。

22ページに移りまして、5項営業外収益400万4,378円より比較増減309万7,853円増加しましたが、2目雑支出にて課税事業者となる地方公共団体に対し、国庫補助金収入に伴う特定

収入が一定水準以上生じた場合には、仮払い消費税を減少させる調整が必要となり、その調整額が増加した影響によるものでございます。

6 項特別損失、2 項過年度損益修正損154万3,355円は、令和4 年度分消費税の修正申告に伴い生じた納税額になります。

次に、飛びまして25ページをお開き願います。

企業債明細書で、令和5 年度末での発行総額は3 億20万円で、全てを地方公共団体金融機構より借り入れており、未償還残額2 億1,204万9,270円を有しております。

ここで、恐れ入りますが決算書の1 ページにお戻りください。

ガス事業会計決算報告になります。こちらは税込み表示となっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては、収益費用明細書にて説明いたしますので省かせていただきます。

次に、3 ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出より、収入の部、第1 款資本的収入の決算額1,520万円は、全て第1 項の企業債収入でございます。経年管対策の財源として地方公共団体金融機構より借り入れたもので、全額が令和4 年度の繰越し事業への財源でございます。令和6 年度への繰越し事業が生じたため、借入れ予定額であった4,000万円のうち2,480万円を繰越しに係る財源といたしました。

次に、4 ページをお開き願います。

支出の部、第1 款資本的支出の決算額は7,281万4,721円でございますが、第1 項建設改良費より繰越額を含めた予算額は1 億5,474万3,000円、決算額が5,397万8,654円。翌年度繰越額が8,431万6,000円でございます。

第2 項企業債償還金につきましては、平成20年度から借り入れた償還元金1,883万6,067円でございます。

なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額5,761万4,721円を過年度分損益勘定留保資金より921万6,605円及び当年度分損益勘定留保資金4,531万9,258円並びに当年度分消費税資本的収支調整額より307万8,858円で補填いたしました。

次に、5 ページ、キャッシュ・フロー計算書になります。

下から3 段目の資金増加、または減少額でございますが、2,166万1,605円の資金増加により、資金期末残高が1 億4,568万7,120円でございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。

令和５年度のガス事業における経営成績を表した損益計算書になります。一番右側の数値をご覧ください。

１、営業収益２億937万2,477円、そして７ページになりますが、２、営業費用の合計は２億5,626万573円で、営業損失4,688万8,096円が生じますが、３、営業外収益と４、営業外費用の合計より生じた営業外利益4,962万8,846円を加え、経常利益は274万750円となりました。さらに、５、特別利益、６、特別損失を加え、下から３段目になりますが、当年度純利益は121万8,395円となりました。

なお、地方公営企業法第32条による欠損金の補填として、前年度繰越欠損金残高を当年度純利益の全額をもって充てたので、当年度未処理欠損金を1,093万9,582円とするものでございます。

次に、９ページをお開き願います。

欠損金処理計算書（案）になります。

年度末現在で保有する未処理欠損金残高1,093万9,582円を全額繰越欠損金とする欠損金処理計算書（案）でございます。

以上で、令和５年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

ここで、地方自治法第121条第１項の規定により、代表監査委員、地引久貴君の出席を要求しております。

地引久貴君より、令和５年度白子町一般会計及び５事業特別会計歳入歳出決算について監査報告を求めます。

代表監査委員、地引久貴君。

○監査委員（地引久貴君） 代表監査委員を務めています地引です。よろしくお願いいたします。

去る８月７日、８日の２日間にわたりまして、大多和秀一監査委員と共に決算審査を行いました。監査委員を代表しまして、決算審査の状況及び結果についてご報告申し上げます。

この決算審査は、地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項等の規定に従い、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて、決算及びその附属書類、関係書類に基づき審査したものであります。

まず、地方自治法第233条第2項の規定により審査を行いました会計は、令和5年度一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、介護保険事業特別会計、コミュニティ・プラント事業特別会計であります。

先ほど、三橋会計管理者から決算の内容等については詳細な説明がありましたが、審査は、これまでに行了しました例月現金出納検査及び定期監査等の結果も踏まえながら、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細資料及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の附属書類などについて、決算の計数が正確であるかどうかを確認するとともに、事務事業執行状況について当局の説明を聴取しました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算の執行は議会の議決の本旨にのっとり、おおむね適正に執行されているものと認められました。

次に、先ほど緑川ガス事業所長から、内容については詳細な説明がありましたが、地方公営企業法第30条第2項等の規定により、ガス事業特別会計の審査を行いました。

審査は、ガス事業全体の経営状況及び財務状況を適正に把握、表示しているかどうかの確認及び託送収支計算書の内容について、当局の説明を聴取しながら行了しました。

審査の結果、決算書及び附属書類等は、計数は正確であり、当該事業の経営状況及び財務状況は適正に表示されているものと認められました。

審査の結果を踏まえ、町長に対し提出いたしました各会計決算の審査意見書は、お手元に配布されている資料のとおりでございます。

今後とも、関係法令等を遵守し、適正・的確な予算執行と効率的な事務事業執行を強く望むものであります。

以上、監査委員による決算審査のご報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で監査報告が終了いたしました。

地引久貴君、ご苦労さまでした。

認定第1号ないし認定第6号については、令和5年度白子町一般会計及び5事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

お諮りいたします。

この際、委員会条例第5条の規定により、各常任委員会から2名、議会運営委員会から1名の委員を選任し、合計7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号ないし認定第6号の審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第6号の審査は、ただいま設置されました決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、2番前田充浩君、5番長島誠一君、6番今井滋則君、7番大多和正夫君、9番宗島理仁君、10番酒井良信君、11番今関勝巳君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

ここで、決算審査特別委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時01分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果について通知がありましたのでご報告いたします。

決算審査特別委員長につきましては、今井滋則君、副委員長につきましては、長島誠一君の両名が就任されました。

以上で、報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（梅澤哲夫君） 日程第13、請願第1号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願についてを議題といたします。

紹介議員に請願書を読み上げていただきます。

4 番高山隆一君。

○4 番（高山隆一君） 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願。

令和 6 年 9 月 4 日、白子町議会議長、梅澤哲夫様。

白子町中里5034番地15、野中志郎。

紹介議員として、私、高山隆一。

1、請願の趣旨。

白子町議会が、地方自治の本旨に基づき議会の公正かつ民主的な運営を行うことを求め、日本国憲法第16条の規定により、以下請願する。

（1）白子町議会において、令和 4 年 3 月に可決された東海林東治前議員に対する問責決議の速やかな撤回を決議すること。

（2）東海林東治前議員の名誉回復のため、問責決議を撤回する決議と併せて、適切な方法による謝罪の意を表明すること。

（3）本件を深刻な教訓として受け止め、議会の監視機能の強化及び民主主義の健全な運営に資する具体的方策を審議、立案し、これを実施すること。

（4）本件が、白子町議会の信頼を損なう事態になったことを真摯に受け止め、今後このような事態を二度と繰り返さぬよう、議会の自浄能力と倫理性の向上に努めること。

2、請願の理由。

（1）問責決議の経緯と根拠の喪失。

令和 4 年 3 月、白子町議会は東海林東治前議員に対し、議員が議場で、①個人情報の保護に抵触する内容の発言をしたこと。②事実確認が不十分で、誤解を招く発言をしたことを理由として問責決議を可決した。しかしながら、以下の理由により、これらの問責事由は、いずれもその根拠を喪失するに至った。

ア、令和 4 年 8 月、白子町情報公開個人情報保護審議審査会は、本件に関わる職員個人名の秘密性を否定する判断を下した。これにより、第 1 の問責事由は、その法的根拠を失った。

イ、その後、住民訴訟（千葉地方裁判所令和 4 年（行ウ）第32号）の和解において、前町長及び元幹部職員らは、職場庁舎等への自動販売機無償設置に関する不当性を認め、不当利得の返還及びそれぞれが遺憾の意を表明するに至った。これにより、第 2 の問責事由も、またその事実的根拠を失うに至った。

(2) 議会の監視機能と議会制民主主義の本旨。

地方自治法第98条第100条の規定に鑑みるに、議会は執行機関に対する監視及び調査の権能を有するものであり、この権能は三権分立の趣旨に基づく民主主義の根幹をなすものである。議会の矜持とは、まさにこの崇高な役割を全うすることにある。本件において、その職責を全うせんとした議員に対し、問責決議を行ったことは、議会制民主主義の本旨に反する行為であったと言わざるを得ない。

(3) 歴史的観点からの考察。

白子町議会は、これまで町民の負託に応えるべく、議会運営に努めてきた。しかしながら、本件問責決議は議会の在り方に重大な疑義を生じさせる行為であったと言わざるを得ない。この前例のない不適切な決議は、議会の信頼を著しく損ない、白子町の民主主義の根幹を揺るがす事態を招いたものと、深く憂慮せざるを得ない。

本願いが採択され。白子町議会の信頼の回復、並びに地方自治の健全な発展に寄与し、白子町議会が、真にその責務を全うする存在として再生されることを切に希望する。

さらに、この反省と教訓を糧とし、議会の矜持を取り戻すとともに、白子町議会のよりよき未来への礎となることを強く期待し、請願するものである。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） お疲れさまでした。

本請願は、会議規則第91条の規定により、議会運営委員会に付託しましたので報告します。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第14、発議案第1号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、発議案第1号についてご説明申し上げます。

発議案第1号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年9月12日。

提出者、白子町議会議員、大多和正之。

賛成者、白子町議会議員、大塚貴充、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、国の負担で学校給食費の無償化を求める発議案であります。

憲法において、義務教育は無償とされていますが、教育として位置づけられている学校給食に係る経費負担については、食材費は保護者負担、人件費、施設整備費などは、学校設置者の負担となっており、国の直接的な関与は、現在のところ認められていません。給食の無償化は、あるいは保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加していますが、その取組において、自治体の財政状況による格差が生じているのも事実です。国民がどこに住んでも格差を生じることなく、ひとしく義務教育を受けられるようにすることは、国の責務であり、給食の無償化を全国の義務教育諸学校で実現するには、国の直接的な関与が必要不可欠です。

よって、国においては、最優先の行政課題として、国の負担で学校給食費の無償化を実現するよう強く求めるため、岸田文雄内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し、本意見書を提出するものであります。

資料といたしまして、お手元に意見書（案）を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第1号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第1号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号及び同意第2号の一括上程、説明、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第15、同意第1号 白子町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて、ないし日程第16、同意第2号 白子町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 同意第1号 白子町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を白子町教育委員会教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月12日提出。

白子町長、石井和芳。

記載のとおり、氏名、齊藤正和、住所、白子町関2214番地2、生年月日、昭和29年8月19日。

再任をお願いするもので、経歴は裏面をご参照ください。

続いて、同意第2号 白子町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を白子町教育委員会教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月12日提出。

白子町長、石井和芳。

記載のとおり、氏名、鶴岡一宏、住所、白子町浜宿1603番地、生年月日、昭和33年5月30日。

再任をお願いするものです。経歴は裏面をご参照ください。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号 教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、同意第1号 教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

同意第2号 教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、同意第2号 教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

◎議案第 1 号及び議案第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第17、議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてないし日程第18、議案第 2 号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き提案いたしました議案について説明いたします。

議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、詳細は住民課長より内容説明いたします。

次に、議案第 2 号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも詳細は住民課長より内容説明いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、内容説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法第291条の 3 第 1 項の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

改正内容につきましては、令和 6 年12月 2 日以降、現行の被保険者証が廃止されることにより、「被保険者証及び資格確認書」という文言を「資格確認書等」に改めるものです。

改正条文につきましては、新旧対照表を併せて添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

今回の改正につきましては、令和 5 年 6 月 9 日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一本化されることに伴い、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されることから、所要の改正を行うものです。

施行日は令和6年12月2日。また、改正条文につきましては、新旧対照表を併せて添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第2号説明を終わります。

議案第1号及び議案第2号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第19、議案第３号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 続いて、議案第３号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の変更について、詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 議案第３号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の変更について、内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料１ページをご覧ください。

本案の内容としまして、令和６年３月４日の第１回議会定例会において議決をいただきました旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事の契約金額の変更の承認を求めるものです。

２ページ目をお願いいたします

今回の変更は、変更前の契約金額7,590万円に1,224万3,123円を増額し、変更後の契約金額を8,814万3,123円とするための変更契約を結びたく議会の議決をお願いするものであります。

変更の理由につきましては、アスベスト含有建材撤去工事が新たに追加工事として発生したことにより、工事費の増額が必要となったことから、契約の金額を変更するものです。

以上で議案第３号の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第３号 旧白子町営国民宿舎白子荘撤去解体工事請負契約の変更について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第20、議案第4号 令和6年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、ないし日程第25、議案第9号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き提案しました議案について説明いたします。

議案第4号 令和6年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、詳細は住民課長より内容説明いたします。

議案第6号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、こちらも詳細は住民課長より内容説明いたします。

議案第7号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細は健康福祉課長より内容説明いたします。

第議案第8号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細は環境課長より内容説明いたします。

議案第9号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、詳細

はガス事業所長より内容説明いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第4号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） それでは、提出議案の内容説明をさせていただきます。

議案第4号 令和6年度白子町一般会計第3回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,918万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ53億8,311万2,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明いたしますが、4月1日付の人事異動に伴う一般職員人件費の内容につきましては、省略させていただきます。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。

2款総務費、1項4目の会計管理費は、令和6年10月から内国為替制度運営費の導入に伴い口座振込手数料102万8,000円を追加するものです。

5目財産管理費は、庁舎増築棟屋根防水改修等工事費として1,400万円などを追加するものです。

12ページをお願いいたします。

6目企画費は、地域おこし協力隊が起業・事業承継するための起業支援補助金100万円を追加するものです。

18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項5目介護保険費は、人事異動に伴う介護保険事業特別会計繰出金822万6,000円を減ずるものです。

19ページをお願いいたします。

2項2目児童福祉施設費は、3保育所の保育所施設修繕工事費190万円を追加するものです。

20ページをお願いいたします。

3目児童措置費は、児童手当制度改正に伴い会計年度任用職員給料153万9,000円を追加するものです。

22ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項2目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、個別予防接種委託料3,277万円などを追加するものです。

26ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項5目農地費は、東郷関第一排水機場のポンプ改修に伴う土地改良施設維持管理適正化事業業務委託料346万5,000円、同事業整備工事費3,837万9,000円、県土地改良事業団体連合会負担金828万9,000円を追加するものです。

28ページをお願いいたします。

6款商工費、1項3目観光費は、DMO設立に向けた地域力創造アドバイザー業務委託料559万円を追加するものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページ目にお戻りください。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金122万7,000円を追加するものです。

8ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項2目介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険事業特別会計繰入金113万2,000円を追加するものです。

20款繰越金、1項1目繰越金は2,640万3,000円を追加し、歳出を賄う財源とするものです。

21款諸収入、4項4目雑入は、9月からの学校給食費無償化に伴い学校給食費負担金2,143万9,000円を減額し、土地改良施設維持管理費適正化事業交付金3,663万円、新型コロナウイルスワクチン接種費助成金2,407万円を追加するものです。

以上が歳入の主なものでございます。

なお、38ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第5号及び議案第6号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入ります、補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ706万3,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ15億8,360万4,000円とするものです。

歳出よりご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費713万1,000円の減額は、職員の異動に伴う人件費726万円の減額と、令和6年10月から開始される内国為替制度運営費導入に係る口座振込手数料12万9,000円の増額によるものです。

8 ページをお願いいたします。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費6万8,000円の増額は、令和6年10月からの郵便料金値上げによる通信運搬費の増額となります。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6 ページにお戻りください。

6 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金は、職員給与費等分繰入金706万3,000円の減額となっております。

なお、9 ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、国民健康保険事業特別会計第2回補正予算の内容説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入ります、補正予算書の1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,582万4,000円とするものです。

歳出よりご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費2万6,000円の増額は、令和6年10月から開始される内国為替制度運営費導入に係る口座振込手数料の増額によるものです。

続きまして、その財源となる歳入についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は、口座振込手数料に係る一般会計からの繰入金となります。

以上で、後期高齢者事業特別会計第1回補正予算の内容説明を終わります。

議案第5号及び議案第6号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお

願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第7号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、議案第7号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ533万円を増額し、総額を13億8,113万4,000円とするものです。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費832万3,000円の減額補正です。こちらは、人事異動に伴う人件費の減額であります。

続きまして、8ページをお開きください。

2項徴収費、1目賦課徴収費4万5,000円の減額補正です。こちらは、郵便料金改定に伴う通信運搬費の増額でございます。

9ページをお開きください。

3項介護認定審査会等費、2目認定調査等費5万2,000円の増額補正です。こちらにも郵便料金改定に伴う増額となっております。

10ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,242万1,000円の増額補正でございますが、こちらは令和5年度の介護給付費、地域支援事業費、介護保険事業費補助金の精算に伴う返還金による増額となっております。

次に、11ページをお開きください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金113万5,000円の増額補正でございますけれども、こちらは一般会計からの介護給付費の繰出金及び地域支援事業費の繰出金の返還分による増額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

恐れ入りますが6ページにお戻りください

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金261万8,000円の増額補正となります。こちらは、令和5年度精算に伴う介護給付費の交付金であります。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金822万6,000円

の減額補正ですけれども、こちらは人事異動に伴う減額によるものです。

続きまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,093万8,000円の増額補正です。こちらは、令和6年度の繰越金でございます。

以上、令和6年度介護保険事業特別会計第1回補正予算の説明といたします。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第8号の内容説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 議案第8号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に歳入歳出それぞれ86万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,165万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費80万5,000円の増額は、人件費の共済組合負担金の変更による増額となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2項1目維持管理費6万3,000円の増額は、郵便料改定に伴う通信運搬費4万1,000円の増額。また、口座振込手数料の2万2,000円の増額で合わせて6万3,000円の増額となるものです。

続きまして、歳入の説明に入ります。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金86万8,000円の増額は、総務費の増額に伴い、繰入金の増額をするものです。

なお、一般会計歳出補正予算繰出金について同額を計上しておりますことを申し添えます。

以上で、白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第9号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第9号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入

歳出予補正算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出から、収入より第1款ガス事業収益からは、補正予定額185万5,000円の増額により、3億1,383万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、実施計画の際にご説明をさせていただきます。

次に、支出より第1款ガス事業費用、補正予定額245万1,000円の増額により2億9,959万4,000円とするものです。

次に、第3条では、資本的収入及び支出において、資本的支出のみを補正するもので、第1款資本的支出、第1項建設改良費から人件費に係る48万7,000円の減額により、7,713万5,000円とし、資本的支出の総額を9,903万1,000円とするものです。

また、補正後の資本的収支不足額は7,903万円が生じますが、補填財源を過年度分損益勘定留保資金より1,899万円、及び当年度分損益勘定留保資金より5,477万6,000円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額より526万4,000円に補填財源の内訳を改めるものです。

次に、第4条では、人事異動等に伴い、職員給与費を831万4,000円増額し、5,218万7,000円に改めるものです。

続きまして、2ページの実施計画をお開き願います。

収入でございますが、1款1項1目ガス売上より、政府の実施する酷暑乗り切り緊急支援に参画し、9月検針分から11月検針分までの税込みガス料金を663万3,000円減額し2億8,422万8,000円とするものです。

続いて、3項営業外収益では、847万4,000円を増額し2,149万6,000円とするもので、内訳は2目補助金収入より酷暑乗り切り緊急支援及び激変緩和対策事業の令和5年2月から12月までに生じた特定収入に係る消費税精算額として、国庫補助金収入824万4,000円に加え、児童手当に係る他会計補助金34万6,000円の合計859万円を増額するものです。

また、3目長期前受金戻入より令和5年度の決算に伴う減少額11万6,000円を予定するものです。

次に、支出でございますが、2項供給販売費は650万4,000円を減額し1億3,728万6,000円とするもので、2目手当から6目退職給与金及び25目労務費控除項目は、職員の異動等に伴う影響額になります。また、令和6年度への繰越し事業に伴い、22目減価償却費では852万9,000円の減額を、23目固定資産除却費では125万円の増額を予定しているものです。

続いて、3 項一般管理費は861万9,000円を増額し3,363万円とするもので、2 目給料から7 目退職給与金までが人員増に伴う増額。また、16 目手数料は、相手方への入金の際に発生する手数料の増額であります。

5 項営業外費用では、34万6,000円増額し316万円とするもので、2 目消費税及び地方消費税では、ガス料金の値引きに伴う仮受消費税の減少により、消費税及び地方消費税の納税予定額を80万4,000円減額し、3 目雑支出より6 月検針分までの激変緩和対策事業の国庫補助金においては、特定収入割合が5 %以下となる予定でありましたが、9 月検針分から酷暑乗り切り緊急支援の開始に伴い、特定収入として扱う補助金の特定収入割合が5 %を超えるため、控除対象外消費税が生じ、その見合い分115万円の増額を予定するものです。

次に、3 ページの資本的収入及び支出になります。

支出におきまして、1 項建設改良費、1 目導管より人事異動に伴い生じる労務費振替額48万7,000円を減額し、資本的支出の総額を9,903万1,000円とするものです。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。

経営状況を表す予定損益計算書は、税抜き表示になります。

7 ページの下から3 段目、当年度純利益は12.1%下方修正した501万9,000円を予定いたしますが、純利益の全額を前年度繰越欠損金に充て、当年度未処理欠損金592万582円を予定するものです。

次に、11ページをお開き願います。

資金の流れを表す予定キャッシュ・フロー計算書になります。

下から3 段目でございますが、3,277万4,802円の資金減少が生じ、資金期末残高を1 億1,291万2,318円と予定するものです。

なお、4 ページ、5 ページに給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、令和6 年度白子町ガス事業特別会計第1 回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第4 号 令和6 年度白子町一般会計第3 回歳入歳出補正予算について、質疑を行います。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、まず2 点ほど質問があります。

まず、28ページのDMO支援事業、地域力創造アドバイザー業務委託559万とありますが、これはDMOに関係する事業だと思いますが、今現在、DOMはたしかJTBでしたっけ、との何か契約で、いろいろ会議が開かれると聞いていますが、さらにまたここで地域力創造アドバイザー事業は、どのような契約になっているか。

また、ちょっとネットで調べたら、この地域力創造アドバイザーというのは、様々な12ぐらいのメニューがあるはずなんです。何でここで、またJTBと契約している中で、またDMOの関係をこちらの方と契約するか。この地域力創造アドバイザーだと、例えば少子化対策、子ども支援とか、移住・定住とか、防災減災・危機管理とか、様々な12ぐらいのメニューがあると思うんですが、なぜここにDMOの関係をもう一度委託するか、その辺を伺います。

それと、37ページなんですけれども、ガス事業繰出金34万6,000円、先ほどガスの所長の説明だと、児童手当に関するお金だと聞いたんですが、児童手当だと、この34万6,000円の根拠がちょっと合わないんじゃないか思いますので、その2点を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） まず、28ページ、29ページ、DOM支援事業、地域創造アドバイザー業務委託559万円についてご説明させていただきます。

大多和議員のおっしゃるとおり、こちらの地域創造アドバイザーという形で、いろいろな形でアドバイザーの派遣ということを行っている業態でございます。この中に、DMO戦略という形でアドバイスをしていただけるという形で、町のほうのDMOの推進に当たりまして、国庫補助ということで行いたいというのが内容でございます。

JTBのほうにつきましては、現在、国へのDMOの申請に向けて準備を進めておりまして、現在、委員会を立ち上げまして、庁内の各いろいろな事業体の方から委員としてご意見をいただきながら進めておるところでございます。JTBにつきましては、基本的に官公庁への認可申請ということで、その手続、その辺を行っていただく、作業をしていただくという形での委託でございます。

こちらの地域のアドバイザー事業につきましては、認可申請に基づく手続に関するお手伝いをしていただくとともに、実際に町に来ていただいたり、アドバイスをいただいたりということで、今年半年間、それから7年度、8年度についても、一緒に進んでいただけるという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 私のほうから、ガス事業の繰出金を頂くほうの立場からちょっと答弁させていただければと思います。

先ほど私どものほうの補正予算のほうでも説明させていただきましたように、確かに大多和議員さんが説明したように、児童手当の補助金のほうになります。児童手当のほうの支給の金額は、1万円、1万5,000円であったり、今年度10月から3万円という金額になります。

今回、多分ご指摘のやつが34万6,000円という中途半端な金額ということになるかと思いますが、こちらのほうは地方公営企業の繰出金のほうの総務省通知から繰り出し基準のほうは決まっております、児童手当の15分の8、1万5,000円でいえば 割分、8,000円分が補助対象に、そして7,000円分が自己のガス事業化支出という形になりまして、最後の端数で6,000円という数字が出てくるものであります。

説明は以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 説明ありがとうございました。

今の商工観光課長の説明だと、JTBは国への申請、この地域力創造アドバイザーがそのお手伝いをするというお話でした。これは、さっきの説明だと7年度、8年度も続くと。これは7年度、8年度で、この五百五十何万という金額なんですか。それとも、毎年このくらいの金額が出るということですか。この後は、今はもう9月なので、約半年しかありませんよね。その間に会議を何回ぐらい予定しているのか、その辺を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） こちらに来るのが、今10回という形で予定をしておるんですが、その中で全てこちらに来るわけでもなく、実際にはオンラインであったりという形の作業ということになります。今年559万円ということで、今年度分になります。7年度、8年度はまた別ということになります。

こちらにつきましては、人材育成基盤というところ、そちらのいわゆるDMOを推進しているところでございますが、官公庁のほうの関係の機関でございます、こちらに来ていただける。または、オンラインでミーティングしていただける。または、データについて分析していただけるということで、全てこちらに来るわけでもなく、こちらからデータを持って行って向こうで分析していただいて、そのまた分析結果を出していただくというような様々なうちのほうからの委託部分になるものでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今の説明だと、今年度これから10回ほど開催して559万、1回当たり約五十何万というとても金銭的額ですね。今までもさんざんJTBにお願いして、いろいろなデータの分析とかしてもらっています。さらに、これは幾ら国のお金でも、ここまでかけて何かメリットがあるのかなと。私は、何か今年度500万、また来年も五百何万、再来年も五百何万かけて、このDMOが発足しても、それ以上のメリットがないように感じられますが、その辺の考えを町長に伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） DMOに関しては、いわゆる白子町の観光商社みたいな形になって、観光の全てをここが統括するわけです、ある面では。ですから、DMOは今、正直言っていますいろいろな自治体でやっております。これが、やはり機能すると、すごいよさがあるわけでございます。現に、私も鴨川に行ってきました、鴨川でも視察して参りました。

ですから、当然、この委員会でも相当、今進めていると思いますけれども、このDMO自体は、やはり白子町の観光にとってどうしても必要な部分だというふうに私自身は思っていますので、効果があるかないかというのは、それをいかに活用できるかで決まってくるわけでございますので、初めからそんなのをやっても駄目だというような捉え方で物事をやっていたら、白子町の観光というのは、やはり実際問題として40億の売上げがあるわけです。

ですから、これをやはり白子町は、ほかの市町村と比べたら観光というのは、やはりすごくポテンシャルのある場所だし、相当いいわけですから、今ご存じのように、白子町でホテルのほうでテニスの客が大分減っています。減っているんですけども、それを補填するために何でやっているかというのは、結局、個人客をどういうふうな形で導入していくかということが、一番大きな課題だというふうに思っているわけです。

ですから、個人を今後、そのテニスで減った分を個人で補填しながら、やはり総体の中で、このDMO自体も農業者から、商業者から、全ての業種から全部委員が出てきまして、そこからやるわけです。

例えば、地域の観光会社ということで、いろいろなツアーを組んだり、いろいろなことまで全部やるわけです。要は、今、ホテルの方々は営業を持っているところもありますけれども、実際は営業がないところがほとんどなわけです。

だから、このDMOがある面では、白子町の観光の商社みたいな形になって、それをどん

どん導入するための一つの法人だというふうに考えてもらえればいいと思います。これをやっぱりやっていかないと、白子町はこのままテニスだけだと、どんどん減ってきてまして、現に白子町のテニスは、この間聞いたところによりますと、やはり2月、3月の人が相当減ってきているらしいんです。

ですから、今例えばカネイさんなんかは、個人で高額なお客をターゲットにしたり、個人を相当やることによって、結構、業績を上げてくるわけですから、やはりそういう面で、この組織というものは絶対必要だというふうに私自身は思っています。やっぱりそれを自走させるための今は、国の補助金があって、それで年間500万かかるかも分からないんですけども、そういうものがあるんで、それを使っているというところだと思います。ですから、DMOは初めから駄目だとか、そういう形で見ないで、やはりこれを使って白子町の観光を盛り立てていこうという発想で、物事を考えてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 私もDMOは非常によいことだと思っているんですが、3年前にDMOを初めて町長がやると言って、当初600万くらい補正予算か何かつけて、それからいろいろスタートしていったって、DMOの支援事業が、DMOができなくて結局、観光振興計画に途中で変わった。その次でまたDMOの会議がスタートして、それから2年ぐらいたって、今年も今、DMOの会議を開かれると聞いています。

その中で、この議会からも各種観光協会やいろいろな関係の方が、農業関係とか出ていますが、その会議の様子を聞くと、何か自分たちでやっていこうという意欲があまり感じられないというような意見も聞いています。それで果たしてこれから7年、8年続けて自走できればいいですが、そのままもしもできなかったときのことも考え、様々なことをいろいろ町としては、今後、観光に対して考えてやっていただければと思いますので、以上で質問を終わりにいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありますか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 3点ほどあるんですが、今の大多和正之議員の質問について関連しますけれども、実はこのDMOの会議のボードメンバーというのが、今井産業建設委員長、それから宗島委員。宗島議員は、観光協会の副会長と商工会の副会長でしたっけ、その立場で、委員として出ています。私が文化関係の代表で出ています。会議に何回か実は

させていただいて、2回開かれているはずなんですけれども、そのうち私は1回しか出席することができなかったんですが、今井議員とそれから宗島議員はボードメンバーとって、その基本的ないろいろな施策をつくっていくメンバーであります。

これらの方々が、協議を重ねて委員のほうに提案がされていくわけですが、このJTBが請け負う仕事というのは設立業務でありまして、今既に観光づくり法人の設立に向けて定款がつくられて、この定款というのは、そこに要は社長、副社長の名前が載るというような、普通の会社の設立と同じですけれども、このボードメンバーが、その法人の理事に就任をするという形になるんだそうです。経営のいろいろな責任も、実際には負うようになってくるというふうに聞いています。代表理事は、観光協会長というふうにも聞いていますけれども、今その定款の設立が進められていて、追って法人が設立されるというふうに思っています。

JTBの仕事というのは、大体ここまでだというふうに聞いていまして、ではこの後の法人の経営は、どういうふうにやっていくんですかと聞いたときに、例えば観光協会長が、理事としてここの職務全てに当たって常勤になるということはある得ないというふうに考えるんだそうです。担当しているセリザワさんとお話ししたらば、こういう地域力創造アドバイザーという制度を使って、設立した以降の自走するための要は職員を充てると、そのための国からの助成費用となるというふうに聞いています。

これに当たるのはどなたですかというふうなことを聞いたときに、今の考えでは、地域おこし協力隊を何人か派遣というか、募集をして、これに当たっていかうというふうなお話はされています。今の段階では、ここまでだというふうに聞いていますので、実際に担当の方も、自走していくためにはどうすればいいのかということが、かなり悩みの種でありまして、お荷物にならないように、頑張ってやっていくというような姿勢だけは見えていますので、多分、地域力創造アドバイザーというのは、こういう役目を担うものだというふうに聞いていますが、まずはこれで間違いないでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 大多和議員のおっしゃるとおりで、ほとんど間違いないというふうに思っております。

あとアドバイザーにつきましては、実際に自走したときに先ほども一回言ったんですけれども、プランをやっぱり練っていただくのも一つありますけれども、それをまたKPIで検証とか、そういう形でのお願いもすることもある。実際に自分たちでもやらなければいけな

いんですが、この辺は私らでは、まだここを立ち上がった赤ん坊の状態でございます。実際にこのDMOを幾つも関わってきたこちらのアドバイザーにお願いするということでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、ほかの2点ですけれども、26ページの土地改良施設維持管理適正化事業について伺います。

実際に、東郷関工区のポンプの修繕というふうに理解をしていますけれども、たまたまこの故障のときに、その現場に立ち会っていたものですから、これについては緊急を要すということで取り組まれたというふうに思いますけれども、この内訳についても一回お聞きしますが、2つあったポンプのうちの一つが壊れていて、一つが何かスイッチ的な故障みたいなもので、真空にならないとかというふうなことで回らなくて、東郷関の3工区のその排水が、こんなに上がってしまっ大変だというようなことで、緊急にというふうな話になったんでしょうけれども、これは非常に多額の修繕の金額を要するというふうには聞いていたんですけれども、この内容について、ポンプの修繕が幾らなのか。それに関わる工事費が幾らなのかということなんでしょうか。これについてお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、石井宏樹君。

○産業課長（石井宏樹君） 大多和議員のご質問にお答えします。

今回、東郷関第一排水機場のポンプは、1,000ミリのポンプが2基設置をされているところでございます。そのうち本年5月に排水ポンプ1,000ミリ1基について、主軸のあの曲がりによりまして、羽根車が摩耗している状態であったために稼働を停止しているところでございます。

もう一基につきましては、軽微な修繕で対応ができるために、今回のこちらのその予算要求工事につきましては、現在、使用を停止しているポンプの修繕に係る費用になります。先日、大多和議員もご確認いただいた真空がかからなくて上がってしまっている状態のポンプのほうにつきましては、今回のこちらの費用には含まれていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 4月等々で壊れた1,000ミリを直すために、この金額はどれを見ればいいんですか。業務委託三百何万と、それから工事請負費が三千八百何万、これが修繕

に係る費用というふうに見るんですか。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、石井宏樹君。

○産業課長（石井宏樹君） 土地改良施設維持管理適正化事業の内訳については、1施設当たりの事業費が200万円以上が対象になることとなります。国県補助率が60%となりまして、通常につきましては、総事業費の町負担分の40%のうち30%を計画時に5年間積立てを行いまして、千葉県土地改良事業団体連合会へ拠出しまして、事業実施年度に国県60%を合わせて、町30%分、積立てを行った30%分が上乗せをされまして、90%交付されることとなります。

今回こちらの補正予算につきましては、まず適正化業務委託料につきましては、設計業務、そして施工管理業務委託料になります。こちらで346万5,000円となります。今回の修繕工事につきましては、工事請負費としまして3,837万9,000円の工事費となっているところでございます。実際に係る費用としましては、4,184万4,000円になります。

先ほど土地改良事業の積立金につきまして、今回、緊急事業ということで認められたために、事業計画年度から5年間の積立てを行わなかったものでございますから、土地改良事業団体連合会負担金として、今年度からその30%分を4年間にわたり返還をしていくような状況でございます。今回の歳入につきましては、国県の補助金プラス町の30%が上乗せをされまして、合計90%の歳入を交付金として頂く予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） よく分からないんですけども、要はあれ一つ直すのに4,100万かかるという考え方でいいんでしょうね。それを積立てをしたりとか、県の土連からとか、いろいろな操作をしながらある程度、負担がそんなにならないようにという取組なんじゃないですか。これを維持管理組合に管理委託をするという考え方でいいんですよ。そうですね。はい、分かりました。非常に高いものだなというふうに改めて思いましたけれども。

あと一つ、一般質問でもいたしましたけれども、無償化の財源について企画財政課長の説明を聞いていたんですけども、よく分からなくて、要は学校給食費の部分なんですけれども、ちょっと私自身だけかもしれませんけれども、うまく理解できなくて、何か特別会計繰入金とかいろいろな話をしていましたけれども、もうちょっと私に分かるように説明をお願いできればというふうに思うんですけども、お願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまの質問にお答えします。

8 ページの学校給食負担金の2,143万9,000円につきましては、それこそ9月から3月までのそれぞれ生徒の保護者の方々の負担金が、この分が、給食費として減額されるという形になるわけです。それを賄う財源としては、それこそ一般財源として賄うしかないんですけれども、支出については、当初から全額材料費としては見てありますので、この歳入の分だけが減額となる状況でございます。この財源を賄うためには、この20款の繰越金の2,640万3,000円を充てるという形になります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 要は、この財源の確保については、繰越金をこれに充てるというような考え方ですよね。次年度以降はどうするんですかね。毎年繰越金をこれに充てていくようになるんですか。

この辺の、要は心配しているのは、この財源の確保というふうに一般質問でもいたしましたけれども、確たる根拠がないと、一般財源から投入、投入といっても、一般財源も限りがありますので、この辺のしっかりした財源の確保をしないと、こういう事業というのは、国がやるまでの間なのかもしれませんけれども、やはりこれにちゅうちょして、なかなかおのおの自治体が進めないというのが現実ですので、この辺の考え方について、町長にもう一回、答弁をお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） 私のほうから、財源のちょっと組み方について補足的にご説明させていただきます。

先ほどの一般質問の中でもちょっとご指摘がありましたけれども、例えばふるさと納税を使うとか、こういういろいろな考え方はあるんですけれども、当初予算で組むときのベースと決算というのは、当然中身が変わってきます。要は1年間いろいろなものやってきた上で、出っ張り引っ張りがあるって、当然、白子町の場合は過不足なく今まで来ているというのが現状でございます。

ですので、当初予算ベースで来年度これをどう手当てしようかといったときには、今回は年度中途の補正がかかった関係上、令和5年度で実質収支で2億2,000万円という大きな余剰財源が出ましたので、それが当たっておりますけれども、来年度当初予算については、いわゆる歳入と歳出が中立になるような形で組みます。ですから、一般財源とはいいつつも、

実際問題としては、それは交付税が当たるのか、もしかして本当に不足が生じれば、ふるさと納税の基金が入ってくる可能性とかもあるということは、含みとしてはあると思います。

ただ、先ほど町長が言いましたように、我々としてはいろいろなところで経費節減に努めているのは事実でございまして、例えば入札制度をちょっと変えただけで、令和5年度1億5,000万ほど経費削減ができました。ですから、こういったところを積み上げていって、繰越金を使うというのは、たまたま形としては今年はなっていますけれども、令和7年度当初予算の段階で、当然町税あるいは地方交付税を充当して賄えるように組んでいくというような工夫は取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

なければ討論に入ります。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

7番 大多和正夫君。

○7番(大多和正夫君) この補正の金額の件ではないんですけれども、コミュニティ・プラントの今後の町の補助金、繰入金の考え方をお聞きしたいんですけれども、実際に現在、白

子町の中では合併浄化槽を取り入れている家庭が非常に多いと思います。合併浄化槽については、導入時に町からの補助金はありますけれども、その後の運営については、各家庭が強いて言えば浄化槽の検査手数料、またくみ取り、そして特にあれには水中ポンプが2台入ってまして、5年ぐらいで大体駄目になってきます。1台当たり5万円程度ですので、そういう維持費が全て個人の負担で、合併浄化槽の場合は出ております。

それから、あとそういう中でこのコミュニティ・プラントは、去年は町の繰入れが6,370万ということで、当初予算よりも大きくは減っておるんですけども、今年度の計画についても6,700万という流れがあります。町として、住民の環境を守るのは大事なんですけども、このコミュニティ・プラント全金額の、要は町が繰入れすべきマックス的な考え方が、要は事業費の何割とか、そういう考えを今後持つ気があるのか、ないのか。この辺を町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） コミュニティ・プラントに関しましては、特別会計化したりいろいろ今までやってきたわけございまして、この委員会も開かれているわけございまして。それで、私もその委員会に出ておりまして、やはりいろいろな意見もあります。それで、やはりこの合併浄化槽の維持管理費とか、そういうものと比較して、結構安過ぎるんじゃないかという考えも非常にありまして、一部地域しかコミュニティ・プラントは行ってないわけですから、そういう面で、これは値上げしていかないと、実際にとてもじゃないけれども、大変な事業になっちゃうというふうに思います。

ですから、いずれにしても、この間の会議では、すぐに上げるというあれじゃないけれども、いずれにしても上げていきますという形で、私も意見を言ったわけございまして、やはりこれはある程度の一定の比率まではいいですけども、比率というか、いずれにしてもやっぱり受益者負担を相当お願いしていかなければ、私は、これはもたない事業だというふうに思いますので、そういう形で今後進めていくつもりでおります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今、町長の答弁をいただきまして、やはり町長がそういう考えであれば、町の方針、姿勢的なものをある程度、整理をしていただいて、やはり受益者にも納得できるところで、値上げのお願いをしていく。そういう流れをつくっていかないと、あまりにも合併浄化槽のエリアと不公平感が出てくるだろう。その辺をひとつお願いをしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 日程第26、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日 9 月 13 日から 9 月 23 日までを議案調査のため休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日 9 月 13 日から 9 月 23 日までを休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9 月 24 日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 4 時 3 8 分

令和6年第3回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月24日（火）午前10時開議

- 日程第 1 認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第2号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第3号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第4号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第5号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について
- 日程第 7 請願第1号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	大 塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	10 番	酒 井 良 信 君
11 番	今 関 勝 巳 君	12 番	大多和 正 之 君
13 番	大多和 秀 一 君		

欠席議員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	教 育 長	御 園 正 二 君
総 務 課 長	大 矢 務 君	企画財政課長	齊 藤 貴 人 君
税 務 課 長	田 邊 健 治 君	建 設 課 長	齊 藤 雄 君
産 業 課 長	石 井 宏 樹 君	商工観光課長	北 田 和 弘 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環 境 課 長	金 坂 潤 一 君
住 民 課 長	増 井 角 栄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	三 橋 久美子 君	教 育 課 長	岩 本 洋 之 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学 校 給 食 センター所長	三 橋 政 明 君
監 査 委 員	地 引 久 貴 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書 記	田 辺 悦 子
書 記	三 橋 諒 也	書 記	鈴 木 貴 文
書 記	畠 山 優 也	書 記	林 昌 弘

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎認定第 1 号～認定第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 1、認定第 1 号 令和 5 年度白子町一般会計歳入歳出決算認定についてないし日程第 6、認定第 6 号 令和 5 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理についてを一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、今井滋則君。

○決算審査特別委員長（今井滋則君） それでは、決算審査特別委員会に付託されました令和 5 年度白子町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

決算審査特別委員会は、9 月 12 日の第 3 回定例会初日に設置され、同時に決算認定について付託されました。

委員会の会議については、第 3 回定例会会期中の 9 月 17 日、18 日の両日に委員会を開催し、執行部からの説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の意見書のとおり過誤のなきものと認められましたが、適正で経済的かつ効果的な予算執行に関し、改善、是正が必要と思われる箇所が確認されましたので、当該部分については当局の反省を促し、改善、是正を求めました。それらの諸点については、令和 6 年度以降、町当局において適切な処置がなされているものと思われま

す。要望しました主要な事項につきましては、詳細はお手許の報告書をご参照いただきたいと思います。一般会計につきましては 4 点ほど、特別会計につきましては 2 点ほど、執行部に対し指摘、要望させていただきました。合わせて 6 点指摘、要望事項を付した上で、本委員会は、令和 5 年度白子町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、

介護保険事業特別会計、コミュニティ・プラント事業特別会計、ガス事業特別会計歳入歳出決算及び欠損金の処理については全員賛成によりまして、原案のとおり認定すべきものの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和6年9月24日、決算審査特別委員会委員長、今井滋則。副委員長、長島誠一。委員、今関勝巳、酒井良信、宗島理仁、大多和正夫、前田充浩。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で決算審査特別委員会委員長の報告を終了いたします。

これより認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第1号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより令和５年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第２号 令和５年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第２号 令和５年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに決定しました。

次に、認定第３号 令和５年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより令和５年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第３号 令和５年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第３号 令和５年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに決定しました。

次に、認定第４号 令和５年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより令和５年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第４号 令和５年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第４号 令和５年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに決定しました。

次に、認定第５号 令和５年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより令和５年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第５号 令和５年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について、委員長報告に対する質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出決算認定及び欠損金の処理について、認定することに決定しました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第7、請願第1号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願についてを議題とします。

ここで議会運営委員会の審査経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） それでは、令和6年9月12日に議会運営委員会に付託されました請願第1号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

委員会の会議は本日 9 時から開催し、紹介議員から説明を受け、質疑応答の上で慎重に請願内容の審査を行いました。

その結果、本委員会として不採択とすべきものと決定しました。

詳細はお手許の報告書をご参照いただきたいと思います。

また、本請願の採択、不採択にかかわらず、議会改革に関し、不断の検討を行う旨の意見をつけさせていただきました。

以上、白子町議会会議規則第93条の規定により報告します。

令和 6 年 9 月 24 日、議会運営委員長、今関勝巳。

議員各位におかれましては、本委員会の報告のとおりご判断いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

これより請願第 1 号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第 1 号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願について採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願第 1 号に対する委員長報告は不採択です。

請願第 1 号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願についてを採択することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数です。

したがって、請願第 1 号 東海林東治前白子町議会議員に対する問責決議を撤回する決議を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって令和6年第3回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時17分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員